

第76回 佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成29年3月16日（木曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。暑さ寒さも彼岸までと申しますが、昨日、久々に雪が降ったりしまして、そういう本当に気温が安定しない時期、議員並びに当局の皆様には、おそろいでご出席を賜りまことに御苦労さまでございます。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、一般質問であります。

8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさということで、私の住む円光寺におきましても梅は満開となっております。

寒くなったり、暖かくなったりしながら、春がやってくるわけでございますが、三寒四温ということで、それでも、どういのですか、昨日も雨が降りながら、そして、日が当たったり、虹が出たり、また、寒くなったりと天候不順でございますので、皆さんのお体をご自愛願いたいと思います。

先だって、町長の説明の中で、平成29年度の予算においては、特別目玉的なものはないということを聞きましたので、今回につきましては、生活に密着した町民の困っていることを4件取り上げさせていただきました。

最初の慈方寺池については、この場で。そして、後の百歳体操、除雪について、そして、獣害対策猿害等については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、慈方寺池についてを質問させていただきます。

佐用町櫛田のお宮下にあります慈方寺池には修理したにもかかわらず、水がたまらないということで、漏ってしまっていると聞きました。どうしてたまらないのか原因をつかんでいるのでしょうか。

そして、それを、今後どうするのでしょうか。

池の下流の田については3町5反ぐらいであります。万が一、大雨が降り、一気に水が流れ出れば、下流に戸数も50軒余りあり、家屋をのみ込むような事態になれば、高齢者もいて、7年前の佐用町を襲った災害になるかもしれないと思いますが、農林振興課として、どう考えているのでしょうか。

危険な防災面からの国や県に申請しておるのでしょうか。

していないのなら、至急すべきであるが、どうしますか。
そのことについて、伺っていきたいと思います。以上です。
この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

28年度最後の3月定例議会、一般質問、8名の議員の皆さんから質問の通告をいただいております。

今日、明日、2日間にわたりまして、それぞれ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、一番最初のご質問、岡本義次議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

岡本義次議員の最初のご質問で、慈方寺池についてのご質問でございますが、この櫛田慈方寺池につきましましては、以前から関係者の方から水漏れがあるということで、ご要望を受けて、いろいろな対策を、これまでも行ってきております。

まず、1点目のどうしてたまらないのか、原因をつかんでいるのかということでございますが、平成24年度に、そうした水がたまらないということで、光都土地改良センターの指導のもと、ため池底部の土の入れかえ作業を行っております。

しかし、こうした対策をしても完全に漏水が止まらなかったために、平成25年度に斜樋の全面改修を町の単独補助事業で行ったところであります。水は、これによって、一旦は安定した形で水がたまったんですけれども、しかし、現時点では、やはり漏水によって、水が抜けております。これは、堤体を浸透しながら水が抜け出しているということで、水がたまらない状況になっているわけでありまして、原因としては、当然、これは堤体の状況、この堤体を、私も見ておりますけれども、石積みに内部になっております。あとは、外は、当然、土で固めた堤体になっているわけですが、そうした老朽化によって、法面からの隙間、そういうところからの漏れということで、なかなか、どの箇所がという特定したところでの原因というのがわかりません。

そうした老朽化による複数の堤体からの石積みの隙間からの水漏れであろうかというふうに考えております。

そういうことで、2点目の、今後どうするのかということについてであります。今後、大規模な、これは改修工事を行わないと、この水漏れを防ぐ、とめることは、部分的な改修ではできないだろうということで、既に、県には改修の要望申請を行っております。

県におきましては、県内のため池、兵庫県3万8,000を把握をして、その点検調査の結果、要改修とか、災害時、耐震性不備として約1,300カ所を判定して、水害対策、地震対策として順次計画的に整備を行っていくという予定であります。

さらに、その1,300カ所のうち、380カ所を特に緊急性の高いものとして重点整備ため池として、ため池整備5カ年計画をつくらせまして、整備に着手をされておまして、慈方寺池につきましても、このうちの1つに入れていただいております。平成34年度の採択の見込みということで、そういうふうな予定となっております。

そういうことで、堤体の全面的な改修を行うということは、相当のこれ事業費が、億単位の事業費になってこようかと思っております。そのために、計画的に県のほうの事業で行っていただかないと、地元の受益者の負担ということになりますと、非常に大きなものになりますので、県の事業で行っていただくということで進めて、予定をさせていただいております。その間、この堤体が破損すれば、ご指摘のように人的な被害も予想されるということで、心配をするわけですが、現時点では、堤体そのものについては、特段、損傷というのが外には見えておりませんので、大雨による法面の崩壊等、そうした災害が起

きないように、順次、監視をしていかなきゃいけないと、改修までの間ですね、このことについては、地元関係者の皆さんにも、当然、ご協力いただいて、そうした豪雨、大雨の時に、災害が起きないように、水の管理、これを行っていただきながら、平成 34 年ということで、なかなか、その前倒しということは、県も今、お話ししましたように、全県下、緊急だけでも 380 カ所ぐらいを予定しながら、順次やっておられますので、それに遅れないように対策をしていただくということで、今後、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） そしたら、24 年に底地、土の入れかえ、そして、25 年に斜面部分を改良ということで、発注したわけでございます。

そして、今なお、その原因が、どこにあるかということがわからないということでございますので、そこらへん、農林振興課として、どういうことの調査、どういうところを直せということでの、そういう指示、そして 24 年、25 年に発注した金額は幾らなのでしょう

か。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） ですから、原因は、今、申し上げましたように、堤体全体の老朽化でしか、その原因が、この箇所が穴が開いているから、そこを埋めたらいいというような問題ではないので、そうした対策のために全面的な堤体の、この堤の改修工事を行う必要があるというふうにして、県にこういう採択を受けているわけですから、そこは、十分、これ今、先ほど説明したとおりです。

ですから、これまで、底から漏れているのじゃないかと、まずは、その土を入れたわけですね。だけど、それも、なかなか水が、それでは、漏水がとまらない。

それで、斜樋というのは、いわゆるはちの子ですね、水抜き部分ですね、その部分が、当然古いもので、コンクリートが非常に古くなっていましたから、それを町単の整備ということで、補助事業で地元負担 1 割です。約 300 万円をかけて斜樋を新しくやりかえました。しかし、それでも、水がとまらない。その部分だけではないと。

だから、最終的に全体が岡本議員も見られていると思うのですが、慈方寺池、内側ずっと石積みになっていますよね。だから、石垣の隙間みたいところが、当然あるわけです。それが、外の土で固めたところの部分全体で 1 カ所じゃなくって、水漏れが起きているのだらうというふうに判断をせざるを得ないわけですよ。

ですから、平成 34 年度に緊急の採択をいただいて、全体を全部やり直すと、そうなるのと、先ほど言いましたように、1 億円を超える事業費になるのではないかなと、これから設計をしていただくわけですから、この件についても、農林振興課、担当者だけではなくって、県の土地改良事務所のほうの専門官の現地立ち会いしていただいて、見ていただいて、そういう判断をして、県に採択をしていただいているという状況ですので、それは十分ご理解いただきたいと思ひます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それら、した後、原因がつかめなくて全体が老朽化して、やはり県のほうに、今、34年にしていただくという方向に結果的にはなったわけでございますけれど、私がいっつも言うのは、やっぱり、その現状把握、どこがどうなんじゃということでの発注を、当然、したと思うのですよ。

ですから、そこらへん、私も現場を2回、3回見させてもらったり、また、発注を受けた、宮本技健の社長とか工事担当者にも話聞きました。そしたら、まだ、原因がつかめなくて、漏ってしまうんじゃということでもありますので、そこらへんが、やっぱり当局としても、僕がいっつもいうPDCA回していくんにしても現状把握で、しっかりそれをつかんでおかないと、金入れても、それだけ無駄じゃなかったですよ。それは。そやけど、漏れてしまういうて、一番の、そういう目的の平成34年までに県がやってくれるということは、一番、まだ、それらの、これらやった後の結果でありますので、ですから、私は、やっぱり、それだけ佐用町が24年、25年と金投資していく中において、それだけ、全然今も、その原因がどこじゃいうやつがつかめないということ自体が、ちょっと、私は、おかしかったんじゃないかということ、今、言うておるのですよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 岡本議員も見ていただいたらわかるように、そうした、ああいう池の水漏れというのは、なかなか、その中の構造、どこから水漏れているか、どういう状況だというのは、誰が見ても、なかなか把握できない。そう簡単に原因をここだという。ここだとわかれば簡単なのですよ。

ですから、町としても、担当者としても、当然、そういうところ見て、最初から全部をやりかえる。億を超えるような事業費、なかなか直ぐに投入することはできない。何とか、そうした原因箇所を想定をして、これは想定ですから、対策をします。

だから、一番最初の底に土を入れて、底から漏れているのじゃないかというような対策については、町の職員も行って、土地改良の県の職員も来て一緒にやっているわけですよ。お金をかけずに。でも、それでも実際にはたまらないと。ですから、斜樋、その部分が、コンクリートの構造物がありますから、その部分の横から漏れているのじゃないかということで、300万円ほどかけてやっている。それで、とまれば一番いいわけですよ。

しかし、それが、実際はやってみないとわからないのですから、だから、そういう段階を踏まないと、最初から、ここが悪くて、全体がこういうなら、県にそうした採択を、緊急、県下でも380カ所しか、県の予算としても幾らでもしてくれるわけじゃないので、その中に採択をいただくという段階を踏んでやっているわけですから、しっかりとやっていますから。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） いや、それは、しっかりやってもらっておるとは思います。

それは、皆さんの税金ですからね。

ですから、私が、言わんとするのは、まず最初に、その調査が、どこを直すということでの調査が、やっぱり足りなかったんじゃないかということをおっしゃるのですよ。

ですから、いろいろ段階ふんで、底地の土も入れかえし、その斜面の、そういう漏れておるんじゃないかと、そういう想定だけで工事発注するいうのじゃなくって、やっぱり実際、調べて、その調査の結果、発注して直していくという方向をとらないと、やっぱりスカタン、スカタンじゃないけれど、漏って、それが今現在、直らないという方向でありますのでね、ですから、県も出てきて、農林振興課も、私も県民局行って、そこの農林事務所の所長にも会い、お願いもしてきたのですけれど、それは、町単独では、それこそ何億円という工事がかかるのであれば、受益者負担としても、なかなか戸数が少ない中で、大変だと思いますので、やっぱり何か、その慈方寺池の、まだ奥に、そういう危険ため池ということで、もう既に決定もしていただいて、工事にとりかかるような話も聞いております。

ですから、そういうふうな、同じような格好の中で、先にしていただくのであれば、私も、そこまでは、突っ込むいうのか、言わなかったと思うのですけれど、やっぱり、それと比べて、34年と言えば、まだ、5年ほどありますので、ですから、大雨というのは、今、地球温暖化で、雨が降って一気水が出る場合、ですから、6年前に佐用の水害もそうであったように、わかりません。

ですから、その慈方寺池が、何立米ためる能力があるのかわかりませんが、一気に満タンになった時に、そういう、もし築堤が決壊すれば、原集落は50軒余りありますし、そこらへんのみ込まれてしまうというような、1つの、これはわかりませんが、やっぱり、そういう想定もなきにしもあらずでございますので、そここれへんについては、34年には県も動いてやってくれるという方向でなったらしいですけれど、それが少しでも1年でも早くできるように、町当局としてもご努力願いたいと、このように思っております。

この慈方寺池については、以上でございます。ひとつでも前倒しということでお願いしたいと思っております。

それでは、2件目の百歳体操について伺っていきます。

高年大学で百歳体操をやっていたのですが4月からなくなり、集落にもちかえり、やってくれないかというふうに聞きました。

集落ごとにもいいかもわかりませんが、佐用チャンネルで毎日時間を決めて、ラジオ体操のように、百歳体操のビデオを流せば、家にいても各自ができると思います。

医療費も年々増えており、いつまでも体操したり、ウォーキングをすることによって、元気でいてもらえれば医療費の節減にもなるとは思いますが、その見解について、伺いたいと思っております。

議長（岡本安夫君） はい、町長、お願いします。

町長（庵途典章君） それでは、百歳体操についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この、いきいき百歳体操は、高齢者の方ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指して開発された筋力トレーニングで、全国的にその効果が認められております。

本町におきましても、いきいき百歳体操を介護予防事業の中心に据えて、町広報誌だけではなく、佐用チャンネルや町公式ホームページなどで映像資料を用いた宣伝も行いな

がら、その普及を推進しているところでございます。

この体操は、専用のバンドとおもりを使い、手本となる DVD を見ながら、週に1回、正しい方法で体操することによって効果があらわれるということでもあります。しかし、正しく体操をしなければ、かえって関節や筋肉などを傷める恐れがあるために、注意喚起を同時に行っているところであります。

従いまして、推進に当たりましては、取り組みを始めていただいたグループへの支援策として、初めの4回は、理学療法士、保健師、看護師などの専門職が、それぞれ、そのグループの開設されている場所、地域に出向いて、正しい体操の仕方を指導するという原則としております。

また、フォローアップとして、初回、3カ月後、6カ月後、1年後に体力測定を行い、初回と比較して、どれだけ筋力、体力が向上しているかを、ご本人と共に確認をするとともに、さらに効果を持続させるため、体操の仕方が適切かどうか、自己流になっていないかどうかをチェックして、場合によっては、それぞれ専門のほうから、職員のほうから、再指導という形で指導をさせていただいております。

いきいき百歳体操の目指すところは、筋力・体力アップは当然のことながら、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しているところであります。

佐用チャンネルでビデオを流せば、各自でできるのではないかとのご提案でございますが、残念ながらそのような方法では、今申し上げました、いきいき百歳体操の本来の目的には、そぐわないと考えているわけでありまして。

現在、町内で活動されているグループは14グループ、そのうち2グループは2年目を迎えようとしております。どのグループにおいても参加者同士のつながりが強化され、和気あいあいと活動を継続をされております。

参加者の多くが体操を継続されているのは、一緒に体操する仲間がいて、休んだら心配して帰りに寄ってくれたり、地域での見守り活動にもなっていることが大きな要因だと思います。このことは、地域力の強化につながり、高齢化が進んでいく佐用町において、なくてはならない活動であるというふうに考えております。

また、週に1回のペースで地域の集いの場に出かけることは、ひきこもり防止にもなり、社会参加、また、ひいては、生きがいくくりにもつながるものでございます。

ご質問の冒頭、高年大学で百歳体操をやっていたのですが4月からなくなりとのこと指摘がございまして、高年大学でのいきいき百歳体操につきましては、学生のご要望に応える形で、昨年の4月から高年大学いきいき百歳体操部として活動を行ってきたものであります。

この活動につきましても、先ほど申し上げました14グループの1つでございますので、他の体操実践グループと同様のやり方で、最初のうちは町から指導等の支援を行っておりますが、1年後には高年大学の部活動から、そのまま自主活動のグループ、あるいは複数の地域活動グループへの移行をするということで、そういう町と学生の相互理解のもとで、最初から開設をしたものでございます。

高年大学も、今日、28年度の終了式を迎えられておりますけれども、再度、その確認をさせていただいて、高年大学で実施されていた百歳体操、それぞれのグループで自主的にこれを行っていただくということで、確認をさせていただいております。

以上、このご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、14グループがあると聞きましたけれど、その14グループが各地域でやっておったのが、ちょっと、私ここに名前が書いていなくて、連絡もとれなかったのですけれど、投書の葉書が来まして、何とかやってくれと。各14グループから、どういのですか各集落にやってくれ、集落単位でやってくれというようなことも言われて、大きな集落であれば、人もそろいのですけれど、小さなところだったら、その準備とか、いろいろ世話するのに大変だから、何でもメリット、デメリットありますよ。

今、町長おっしゃったように、各集落1週間、地域でやれば、みんな出てきて一緒に、そういう体操だけじゃなくて、いろいろなコミュニケーションもとれて、安否の確認もとれるということでございますけれど、そこへ出席ができない人については、どういのですか、佐用チャンネルでラジオ体操のように時間決めてでも、例えば、昼の1時から15分ほどでも流すことによって、うちででもできるのじゃないかと。

そして、うちでやって、そして、またなおかつ、そういう14グループの地域でも参加できるのであれば、出てきてやればいいのであって、毎日、ラジオ体操のように流せば、家で毎日でもできるわけなのですよ。

ですから、そこらへんが、毎年、高齢者の、そういう医療費もかさんできておると思います。

ですから、元気でいていただいて、そういう百歳体操なりウォーキングとか、いろいろなコーヒー喫茶とか、そういうふうな1つのふれあいも出てくることによって元気が保たれるのであれば、それにこしたことはないと思うのですよ。

ですから、私は、提言として、1つの各自に手帳を持ってもらって、いろいろなことに参加すれば、ハンコを押すことによって、そのハンコが、ある程度、何点かに達した場合には、町が、その人たちに奨励金、いわゆる佐用町で使える商品券を出して、佐用の商工会に入っているところのものが買えますよというおまけいのですか、1つの皆さんの励みにもなるし、医療費も安くなる。商工会も少しでもよくなる。一石三鳥になるわけですから、そういうふうなことも考えながら、やっぱり、いろいろな健康づくり、そして、ウォーキング、そして、そういういろいろな寄合の時に参加していただくということについて、やっぱり認知症といのか、ボケ防止にもなりますので、ですから、体動かし、頭動かし、いろいろ話をするによって、それが、健康のもとにつながると思いますが、そこらへんについては、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この百歳体操だけではなくて、いろいろと、自分の健康について、皆さん、ウォーキングをされたり、自分の家で、いわゆる体を動かしてラジオ体操をされたり、何をされてもいいと思うのですよ。それは、自分のことですから、自分が自主的に、自分の健康のために、いろいろと取り組んでいただくことが、一番いいわけです。

ただ、この百歳体操については、百歳体操につきましては、そうした器具を使って、正しく使わないと、かえって筋肉を傷めたり、関節を痛めたり、無理なことしたらだめなのです。順番に、やっぱり段階をおってやっていくということが必要なのですよ。

だから、ある意味では、医療器具的なところがありますから、先ほど申し上げましたように、理学療法士とか、保健師とか、そういう方が最初から直接器具のつけ方、使い方、

順番に指導をしていくと、こういうことを原則にしないと、幾らでも、何でもやっていただいていたらいいのだと。そうやれば、今言われるような、手帳に判で押しあって、それを幾らでも、いろんなことを、たくさんやればいいということではないと思います。

必要なことを、正しく効果的に行っていくということが、大事なのですから。

だから、そういう意味で、今、先ほど言われたように、集落で 10 人ぐらいなグループをつくってください。この器具も町が全部貸与して支給しているわけですから、だから、そういうことが、そういうところでは、人数が少なくできないのだということであれば、議員さんのところに、そうした手紙なりされるということですが、相談は、やっぱりうちも保健師もおりますし、福祉課の担当もおりますから、そちらのほうに、遠慮なく相談していただいて、そして、どこのグループがされていますから、そこで一緒にしてくださいとか、そういう指導もできますから、議員のほうに、そういう話があれば、まず、町としても一生懸命取り組んでいるわけですから、そういう担当の職員のほうに遠慮なく相談してくださいというふうに言っていただければいいんじゃないかと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 当然、今、町長がおっしゃったように、その方に、例えば、住所とか名前とか入れて、よこしていただければ連絡もとれますし、また、名前も住所も書いていなかったら、連絡のとりようもない方もいらっしゃるわけですね。

ですから、そこらへん、例えば、今、おっしゃったように、やっぱりどう言うのですか、その方は、もう既に、そういう体操に取り組んで熟知されておると、どういう格好でやっていくと、ですから、そこらへんを、ずっと過程をやられた上での、こういうことであつたと思うのですよ。

ですから、そこらへんは、急に初めての方は、当然、そういうケアマネとか、いろいろ指導受けないと、筋肉傷めたり、ちょっとできない部分がありますけれど、参加して、既にやってこられた上で、各集落で、そこまでは、ちょっとできないので、家ででもできるようにということであつたのじゃないかと思うのですよ。

ですから、みんなとグループで参加してやる時も参加され、また、普段家におつても、そういう自分が取り組んでやると、ラジオ体操と同じような格好の中で、佐用チャンネルでビデオ流すぐらいだったら、そんなにゴツツイ金もかかるわけじゃないし、医療費が安くつくのであれば、そのほうが、かえって安くつくのじゃないかと、このように思うわけでございますので、そこらへんについては、藤木課長のところでは、生涯教育よく考えて、また、検討してくださいよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういうお話を議員のところにされる時にも、何も名前を言わなかったり、住所を言わなかったりするような問題じゃないじゃないですか。

もっと、そういう相談が受けれたりするように、きちつとっていただけたらいいのであつて、遠慮をしていただくような話でもない。

ただ、今、言われるように、その方 1 人は熟知されているのだったら、自分でされたら

いいのですけれども、実際には、佐用チャンネル等で流すということは、初心の方も、初めての方も、みんな見られるわけですから、その方のため、1人のために流すわけじゃないですからね。放送するわけじゃないですから、やっぱり町として行うためには、そうした専門的な人が、ちゃんと最初から指導をして、やっぱり危険のないように、効果が出るように、こういう形ですというふうに説明をさせていただいているので、誰もがやっってくださいというような段階になれば、それは、今言われるような形で、誰にでも見ていただいてやっってくださいという話になりますけども、今の段階では、それはできませんということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） いやいや、ですから、そういう流す前に、初心者の方は、こういうことで、最初は皆さんと一緒に来て、指導を受けてくださいというような項目でも流したりしながらやっていけば、初めての方は、特別、初めから、そういうことが、できるかどうかというのは、まだ…。

町民の皆さんに見ていただいて、その人だけじゃないというのは、わかっていますよ。

しかし、やっぱり、ラジオ体操と同じような格好の中で、それが普及して行って、みんなが元気になるのであれば、それにこしたことはないということを言うておるのですよ。

ですから、そこらへんについては、また、ご検討して、やっていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 検討はして、それは今はしませんと言っているのですから、検討してくださいと言われても…。はい。

ですから、これはラジオ体操とは違うのです。器具を使って、それによって、器具の装着の仕方、使い方、その動かし方、これが、やはりそうした理学療法士までつけて指導をするというところ、そのところを十分ご理解いただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） いやいや、町長が、そうやってむきになられるのだったら、私も、ちょっと言わせてもらうけど、あのね、やっぱり初め、そういう注釈を入れて、初めての方は、初め、理学療法士の指示も受けて、ずっとできるようになってからというようなことを、そこに文字でも入れたらいいのですよ。ですから、何も、初めから、新人の方や新米の方はわからんわけですから、家において、それいきなりできませんよいうことを入れておたらいいのですよ。

そして、ある程度、理学療法士なりの指導を受けて、それでできるようになれば、普段でも家においても毎日できるようになると、こういうことを、私、今、言わんとしておるのですから。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） できるようになったら、それは何も、そういうビデオがなくなってもできるわけですから、はい。だから、それまでの人が、今、やっている。初めてですからね、まだ、これ、この百歳体操も全国的にも、まだやりかけて、まだ、何年もたっていない。町としても、今、やっているのは、早いところでも2年目ですから、そういう段階ですから、だから、それが皆さん、ちゃんと同じように、同じ動作繰り返していくわけですから、できるようになったら、別に、そうした佐用チャンネルで見ながらする必要も何もない。自分でやられたらいいのです。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） いやいや、ですから、できて2年ということで、その方たちも2年取り組まれて、グループなり各地域でやって来られた。そして、各集落でやってくれというふうになったからと言われているのであって、その方たちも、もうそのやり方としては、わかっておるわけですよ。

ですから、そのやつも1週間に1回なのでしょう。そのグループでやるのは。そしたら、やって来られて、そのやり方がわかっておるから、家で毎日でもやりたいというのであれば、流してあげても構わないのじゃないかというふうに思っておるのです。それを言っておるのですよ。

まあ、平行線であるのであれば、時間何ぼあっても、もう時間が来ますけれど、やっぱり、そこらへんは、やっぱりよく考えてやってください。

そしたら、次の除雪について行かせてもらいます。

今年に入り、たくさんの雪が降り、町民は困っています。雨は流れてしまえばいいですけど、雪はあと残って、滑ったり、車も危険で、たくさん降れば家屋の積もった雪も取りおろさないと、雪の重みで家も崩壊します。

1級町道は除雪対象になっているが、2級町道はなっていないと聞きました。1級町道の町内は何キロあって、例えば、そのキロの何ぼぐらいまでを除雪、そういう基準は、どうなっているのでしょうか。

全部だとすごい距離で大変なのであるが、高齢者のところで、自分でどうしても除雪できないという方もいらっしゃいました。そやで、そこらへんについては、どのような措置をとっていらっしゃるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それでは、今年の大雪が降りました。この雪について、除雪はどこまでやっているのかということについてのご質問に、お答えをさせていただきます。

今年に入って、1月14日から、また、続けて例年になく大雪が降って、特に山間部の

集落の方々、本当に御苦勞をされたということで、思います。

町では、例年 12 月から 3 月にかけて、いわゆる降雪期における町道の交通の確保を図るために、通常の除雪計画というものを策定をして、対策を事前に行ってきております。

除雪の対象路線といたしましては、町道の 1、2 級を主体に、交通量の多い主要な路線を指定して、委託業者による除雪を行うということでありまして。

これも雪の降雪量が 10 センチを超えると、そういう除雪、委託しているところの業者に除雪をしていただくということで、除雪対象路線といたしましては、88 路線、延長 112 キロメートル、これだけでも町内 112 キロというところが除雪対象になっています。

ただ、雪のたくさん降っているところというところですから、その状況を見ながら、除雪を行っているということでもあります。

家のあるところで、高齢者のところだけでもできないかということでもありますけれども、確かに、今、集落内においても、昔のように集落の皆さんが協力して生活道路全てについて雪はき、いわゆる雪のけ、こういうことができないところができていて、大変だと思うのですね。

ただ、町としても、そうした、まずは、主要道路、幹線道路の除雪を、まず、優先して行っていかなければならないということで、その事業者においても、土木業者の方をお願いをしているのですけれども、これは通常の土木機械を使った除雪ということで、専門の除雪機械ではありません。

ですから、どうしても狭い道等については、なかなか、その機械そのものが入らないというような状況にもなるわけです。

そうした中で、今年は、例年がない、そうした雪が続きましたので、1 回で済むわけじゃないので、除雪に出しております。

例年の予算につきましても、先般の補正予算でも出ささせていただきましたけれども、当初の例年の予算の 5 倍近い除雪費というものをかけて、除雪を今回、行っているところであります。

当然、これは県道におきましても、県のほうも大変な予算を投入をして、県道、国道の除雪もおこなっていただいているところです。

また、この雪だけではなくて、町道と最近、木が、道路際の木が大きくなって、そうした倒木、特に、湿った、重たい雪になりますと木が倒れると、こういうことが一番、また心配であります。

今回、大きな停電を起こす電柱、電線に倒木して電線が切れたりというような、長時間の停電というようなことは、幸いになかったのですけれども、それでも、倒木があるということで、これについては連絡を受けて、職員が現場確認をして、対応可能なものについては、職員が倒木を取りのけるというようなことを行っておりますし、実際、職員の手ではできないものについては、業者の方をお願いをして指示して、その処理を行っております。

また、凍結防止剤という塩カルですね、そういう物の散布を行うというようなことも対応をしてきているわけです。

今回の積雪が、非常に例年に比べると量も多くて、自治会においても高齢化が進む中で、これまでできていた集落内の除雪ができなくなったという声を多く聞きました。

ただ、そういう個人の家の前まで除雪することは、非常に難しい状況というのは、今、お話しさせていただいたとおりなので、できる限り、そうした職員等も努力をして、何とか生活道路の確保、こういうことに努力をさせていただいておりますので、地域の皆さんも、みんなで協力もしていただくこと、このことについては、改めてお願いをしていきたいと思っております。

今、申し上げました、除雪対象路線というのは、一応、決めておりますけれども、状況によっては、当然、閉じこめられたり、本当に生活が孤立するというようなことが起きれば、これは町としても柔軟に、それは今後対応していきます。

ただ、今年のような雪が、毎年降るかどうかというのは、このところ、ずっと暖冬と言われて、雪も非常に少なかったのですけれども、そういう降雪、雪についても、今後、来年、じゃ、どう降るかは、それも予測は、なかなかできません。

ですから、今、言いましたように、そういう豪雪というようなものが起きれば、柔軟に、当然、対応をしていかなきゃいけない。予算についても、それは、また、こうした今年のように、まず、対策を先に行って、後からになりますけれども、補正予算というような予算措置もしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今年は、奥海のほうとか、石井のほうへ行けば、1メートルを超すような雪が降って、みんな難儀されたということで、私も雪が降った時に、ちょっと船越のほうまで、状況伺いというようなことで行かせてもらいました。

そしたら、河崎のほうでも年寄りの家へ、社協か病院の車が迎えに来たけれど、底をすって入ることができなかったということで、本当に難儀したんじゃないということも聞きました。

そして、ペニシリン打ったり、お父さんが車椅子に乗ったりして出られん中、薬も切れてしまって、そして言うたら、役場の職員が来て、家の前から、何とか車の通るところまで、除雪もしてくれたという喜びの、そういう声もありました。

ですから、それは役場も、それなりに一生懸命努力されておるといことは、十分、現場に行って皆さんの声聞いて、わかっておるのですけれど、今、町長が言われたように、土木業者に委託しておるわけでございますけれど、その土木業者は大きな機械ですので、1級町道と言っても入らないというのか、狭いところがあったりして、なかなか大きな機械がずっと中へ入っていくことができない場合があります。

ですから、私は、1つ提言なのですけれど、今、皆さん立派なトラクターお持ちと思うのですよ。ほなトラクターも力ありますので、トラクターの前にブルドーザーの、どういのですか、前にずっと押すような板があるでしょう。あれを取りつけてしたら、片方ずっと押して行って、道路から横へ除雪して、そしてまた、帰りには、こっち側に除雪すれば、何とか車が通れるぐらいな、道は、道路は確保されるのではないかと思うのですよ。

それを、私が思っておったら、そこへ行ったら、松井課長や、その農林振興課加藤課長ら、多分、知っておってんじゃないか思うのですけれど、船越のあの上の10軒ほど家がありますね。宅美さんところの。ほなね、宅美さんの繁則さんか、そこで、私が思っておったことをやっていましたよ。トラクターにつけて。

ですから、町長、私が思うのやけどね、そういう雪が降って困るようなところは、そういうとりつけだけできるようなやつを、自治会長に2つほど預けておったら、村の中で、集落で、そういう元気な人が、トラクターお持ちの方が、そこへつけて、ずっと押して行って、建設業者に依頼せんでも、いち早く、それができるのじゃないかと思うのです。

ですから、そういう雪のたくさん降る、奥海とか石井とか、それから南光の奥なり、三日月でもたくさん降るところについては、各集落に、そういう自治会長に元気な、そのトラクターの、力の強いトラクターをお持ちの方のそこへね、ほな、雪が降りだしたら、パ

ッと、そこへ取りつけるだけで、そういうことができると思うのです。そのやつでも、そんな大した金じゃないと思うのですよ。

ですから、そういうことを、各集落に2つずつぐらい買い与えたり、その作業をされた時の燃料費ぐらい出してあげたら、私は、こういう業者、土建業者に委託しておるよりも、ずっと安くなるし、そういう土木業者が大きな機械で入れないところでも小回りがきくし、早くできるしということで、そこらへんは、どのようにお思いになりますか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 雪のたくさん降る地域においては、これまでも、今、言われるような、そうした機械を、トラクターとか耕運機とか、そういうものに除雪をするものをつけて、当然、今は、やっておられましたし、現在もやっておられます。

ただ、それは、本当に集落内の小さな生活道の自分のところの部分であって、今、土木業者なりに委託しているところというのは、なかなか、その程度のことでは、当然、できませんし、距離もありますし、かなりの大きな物じゃないと、雪も実際にトラクターなんかにつけても重たいので、そんなに簡単に動かしたら除雪ができるというものではない。

今までも、そういう工夫をして、改造をして使われているのを、私らも知っていますけども、それは、本当に家から町道、幹線道路まで出る間の除雪をするというようなことで、スコップなんかでするよりかは、動力もないのでやっておられますので、これからの状況なので、まだまだ、毎年、こういう降るような状況が想定されるようであれば、地域から、そういう相談もあれば、町といっても、また、地域と相談をさせていただきたい。

やっぱり、どこでもではなくって、やっぱり降る箇所というのは、当然、北のほうの集落、たくさん降るところというのは、ある程度、限定をされてきますので、そういうところに対しての支援は、町としてもしていかなきゃいけないというふうに思っております。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 大きなこの主たるところは、当然、土木業者に委託して、大きな機械持って来て、パッとどけてもらえることができますが、そういう、いわゆる細道なのか、横道なのか、本当に家が1軒、ちょっと向こうにあって、そこまで行くのに、車がやはり入っていけるだけのことは、してやっておかないと、そこの方が病院にかかったり、薬が切れて、どうしてもその日行かんとあかんというような方があれば、当然、そこに元気な人が、そういうトラクター持っておって、トラクター一発でできなかつたら、2回でも3回でも押してでも、上からずっと、取り除いて、車が何とか入れるような格好だけは、今後、してやっていただきたいと、町長も柔軟に対処するということでございますので、また、そこらへんについては、私、雪言うのは、それは、毎年、そんなにたくさん降らない時のほうが、今までは多かったのですが、今年は特別多く降ったので、そういうことは、来年あるか、ないかわかりませんが、あった時には、そういう自治会長とも連絡とって、そういう板を村に2つほど確保するというようなことを、ひとつお願いします。

それでは、4件目の猿害についてに入ります。

猿害についてに入ります。

三河や海内、船越地区には、あちらこちらで猿が出没し、野菜、果物を食い荒らし、町民は困っています。

町は、その後、何らかの対策は打っていますか。

船越の方もおりで、6頭捕まえたと聞きました。おりを出没する集落に貸し出して、捕まえないと、イノシシや鹿、また、猿によって、もう町民は、ホトホト困っております。もっと、その出るところについては、おりをつくってやる必要があると思うのですが、どうでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、町長、お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後の質問で、猿の害についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の町は猿の害について、何らかの対策を打っているのかということについてでございますが、船越地内の2カ所で猿用の電気柵を設置しております。また、轟音玉の追い払いの実演を実施いたしました。

また、鳥獣被害対策実施隊の活動として「サル追い払い活動」も昨年10月1日から本年2月28日までの間実施をいたしております。この活動では定期的に被害地を巡回して、花火、轟音玉等による追い払いを継続的に行っております。

次に、2点目のおりで6頭を捕まえたと聞いたことについてでございますが、町が把握しております実績では、平成25年に7頭、それから、平成26年に15頭、平成27年には捕獲がなかったのですけれども、28年に1頭、また、本年度1頭、それぞれ捕獲をしているということでもあります。

それから3点目の、その捕獲おりを、もっと、作ってやるべきだと思うがということですが、現在、猿を捕まえる捕獲おりにつきましては6基つくっております。そのうち2基を船越に、河崎に1基を貸し出して設置をしているわけです。まだ、未使用の使っていないのが3基あるわけです。地元から要望があれば、当然、これを貸し出して、地元も捕獲をしていただきたいと思いますのですけれども、ただ、この設置をしても、このおりを、当然、餌をやったり、ちゃんと管理をしていただかなきゃいかんわけですね。なかなか、その管理が、地元の中でできていないというのが、今現在、おりを設置している状況ではないかと思えます。

ですから、たくさんおりをつくって、たくさん設置すればいいということだけでは、なかなか対応ができないという状況なので、また、この点については、地元の自治会長や農会長や皆さん方の関係者とも要望を聞きながら、また、対応策を講じていきたいというふうに考えております。

以上で、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） こうやって捕まえるのみさることながら、どういのですか、小米とか小麦なんかの悪いやつを買って、今まで餌をやっておった、その餌がやれていないから、それが出てきて、余計あっちこっち行きよんじゃないかと思うのですけれど、そこら

へんについての考えは、どんなんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 餌の件につきましては、私も、そういうふうなことを地元の自治会長さんに話したことがあるのですが、自治会長さんが言われるのには、米の味を覚えたら、今度、田んぼのほうに入って来て、田んぼを荒らすのじゃないかということで、そういうことは、ちょっとやめてもらいたいというふうに聞いております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） そういう味覚えたら、おいしい米に入って、そこらへんのよし悪いしというのか、餌を選ぶ中身が、小麦とか何か、小米じゃなくて、悪いやつということの中で難しい面があるのかもわかりませんが、今言いましたように、おりそのものの管理が、もうひとつできていないのじゃないかということで、3基もまだ、貸し出しがあるということでございますけれど、行った時に海内や桑野でも猿が出て困っておるんじゃ、困っておるんじゃと言いながら、やっぱり管理するのに、猟の免許取った人が、ちゃんと見て、中に猿の好きなバナナか果物か入れたりしないと、なかなか猿も入らないかもわかりませんが、そやけど、もっと鉄砲玉で追い返したとしても、また、出てくるわけでございますので、ですから、皆さんが猿は賢いですから、おりや電柵張っておっても、上から飛び越えて入ったり、下から入ったり、とてもじゃないけど、食べるようになったら、みんな猿に食べられても困っておるんじゃということも、海内行った時か聞きました。

ですから、困っておるのであれば、当然、その集落の自治会長なりと、相談しながら、そういうおりを借りて、捕まえる。ゲットするような方向で、もっと集落としても、ただ困った困ったと言わずに、農林振興課が、そういう農会長や自治会長会の時に、ちゃんと、そういう指導もしてやらんとあかんのじゃないか思うのですね。

おりがあるにもかかわらず、持って帰って設置せんということが、そこらへん、もったいないことでございますし、ですから、そこらへんの指導がもう少し足りないのかなと。みんな一般の者が困っておる言いながら、それがなされないということは、やはりそれだけおりがあるのにももったいないということで、もっと悪いことするやつについては、どんどん捕まえて、この猿害や獣害鳥獣については、毎議会ごとに誰彼上がって、ほんまに町民が困り果てて、つくるのが嫌になってしまうような格好になっていきますので、そして、今年度は、猿対策についての予算というのは、何ぼ上げていますか。

議長（岡本安夫君） いける？

〔農林振興課長「28年度ですか」と呼ぶ〕

7番（岡本義次君） 29年度。

〔町長「来年度ですか？」と呼ぶ〕

7 番（岡本義次君） 28 年と 29 年わかったら。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 予算は、その予算書を見ていただいたらわかることなのですが、猿だけのための予算という形ではなくて、そうした、当然、大きくは鹿とか捕獲をして処理をする予算とか、そういうもので何千万円も上がっています。

それから、猿についても、先ほど言いましたように、活動をしていただく、追い払いをしていただく専門の方を、巡回をする。来年度もそうした予算を上げて、定期的に追い払いをします。これも指導によって、やはり 1 回だけじゃなくって、ここはやっぱり住みにくいところだというふうに教え込まないと、なかなか対策、1 回だけではできないので、轟音玉や花火、だから、これについては、そうした職員も委託をして、活動体に、そうした猿追い払いの活動ということで、実際の実施隊の活動をしていただいているわけです。

だから、それに合せて、これも毎日行けるわけじゃないので、地元の方も地域の方も一緒に継続して、特に出た時に、直ぐに、そうした花火なんかを離して打ってもらおうと、そういうことをやっていただきたい。そういう予算は、当然、継続して予算化をしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 私も、やっぱり予算書いただいたり、決算書いただいたら、2 回、3 回目を通して、ああこれが、獣害のイノシシ、鹿の分やないというのはわかっていますけれども、猿としてのやつというのは、ちょっと見たことなかったもので、今、尋ねたのですよ。

ですから、28 年度何ぼ、29 年度は何ぼ、29 年度確か、おり 2 つほどつくるようなことじゃなかったかなと思ったりもしますのですけれども、やはり町民が、本当に町長が片方一生懸命農塾なんかで、皆さんに呼びかけて、いろいろ特産物もつくりましょって、元校長先生呼んで塾開いて、農業に若者がもっと関心持ってもらったりというようなことで力を入れている片方に、そうやって、イノシシや鹿や猿によって食われて、皆さんが、ほんまにやる気がなくなってしまうという声を、よく聞きますので、ですから、そこらへん、やっぱり議会ごとに、誰かが出しよんです。

と言うのは、やっぱりそれは、解決できないから出しよんですよ。ですから、解決できおったら、私もこないん同じことばかり言いませんは。

ですから、そこらへんを、よくまた、認識していただいて、今後十分、ひとつおりでも、猿のどういうおりがいいのかということで、加藤課長ら近くですので、よく、どのおりのが一番よく入るか、どういうふうにしたらいいのか、どんな餌にしたらいいのかいうようなことも踏まえて、地元の人と、よく協議しながら進めていただきたいと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加藤農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） すみません。先ほどの予算の件でございますが、平成 28 年度、今年度におきましては、猿対策の資材費ということで、花火とか轟音玉とか、追い払いの資材料で 12 万 5,000 円、それから、補助の関係で、防護柵の管理の猿の捕獲おりの設置委託料ということで 12 万円。それから、先ほど、町長が申しました、猿だけではないのですけれども、実施隊の見回り活動への報酬として、42 万円予算を置いております。そのうち、猿の追い払い活動にいただいた分は、そこから支払うということでございます。29 年度についても同様でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、あと 1 分です。

7 番（岡本義次君） ほんなら、28 年度と 29 年度も同じぐらいな予算をとってしておくということですね。
町民が困らないように、ひとつご努力お願いしたいと思います。
以上もちまして、終わります。

議長（岡本安夫君） 岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、5 番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5 番 竹内日出夫君 登壇〕

5 番（竹内日出夫君） こんにちは。5 番、公明党の竹内日出夫でございます。今回は、安定的な水の供給を確保するための方策についてと、公共施設のトイレの洋式化についての 2 つの質問をさせていただきます。

まず、初めに、安定的な水の供給を確保するための方策について質問をいたします。

国では回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しています。

平成 29 年度の水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策・耐震化対策として 355 億円が計上されています。

これは前年度より 20 億円の増額であり、従前に増して水道管の修繕や改修を担う地域の中小、小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待されます。

そこで、我が佐用町の水道事業の現状と将来の見通しについて、次の 4 点について質問をいたします。

1 点目は、水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備の状況はどうなっているか。

2 点目は、水道事業の中長期的な更新需要と財政収支の見通しを把握するにはアセットマネジメントが必要です。水道事業の健全な経営と安定的な水の供給確保に向けてアセットマネジメントを実施されているのかどうか。

3 点目は、人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が難しくなる現状に対し、住民生活に直結する水の安定供給のためには広域連携が重要となってきます。広域連携に向けた佐用町の取り組みはどうなっていますか。

4 点目は、アセットマネジメントの結果に基づき、施設更新の今後の見通しをお伺いして、この場からの質問を終わります。

議長（岡本安夫君） はい、町長、お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのご質問の最初の第1番目のご質問でございます、安定的な水の供給を確保するための方策についてということで、お答えをさせていただきますと思います。

本町の水道事業の現況におきましては、それぞれ旧町で順次、建設をされてきた水道施設、これを合併後受け継いで、運営をしているところであります。

上月の地域につきましては、これは上水という形になって、上水道事業、上月地域全域に給水を行っております。

また、ほかには簡易水道事業という形で整備を行っております、佐用地区が3つの簡易水道、また、南光地区が2つ、そして三日月地区につきましては、旧三日月全域、これを三日月水道という形で、簡易水道という形で、施設が建設をされて運営を行っているということでございます。

また、安全安心な水を、これを安定的に供給するために、合併後、平成25年度から、これらの全ての施設についての維持管理、また、水質管理等につきましては、民間の、そうしたメンテナンス会社に委託をするという形で運営を行っているところであります。

厚生労働省は、水道事業の最大の課題として、施設の老朽化対策を掲げ、老朽化した水道管の更新を加速させるために、構造や設置時期・場所などの施設データをまとめた水道台帳の作成を2020年度から義務づける水道法の改正案を今国会に提出をされているところでございます。

まず1点目の水道施設の適切な資産管理を推進する上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどうなっているかということでございますが、上月の上水道事業におきましては、公営企業法に基づき、公営企業会計による複式簿記での資産管理を行っておりますので資産の減価償却等の資産管理ができております。

簡易水道事業におきましては、従前より官庁会計での単式簿記・現金主義会計による処理を行っているために、資産の減価償却等が行われていなかったわけでありまして、本年度より水道施設資産評価業務として、今月末までの取得予定の資産について、業務対象施設の現状を把握をし、資産単位ごとに整理をして、減価償却計算等評価の基礎となる資産の取得価格とその財源を算出するための資産評価台帳の作成業務を行っております。

今後は、設備・管路等の施設更新に応じて、資産台帳の更新を随時整理をしてまいります。

2点目の水道事業の中長期的な更新需要と財政収支の見通しを把握するためにはアセットマネジメントが必要であり、水道事業の健全な経営と安定的な水の供給確保に向けてアセットマネジメントを実施しているかというご質問でございますが、そのご質問と、次のアセットマネジメントの結果に基づき、施設更新の今後の見通しを伺うということのご質問、これは、当然、関連がありますので、これをあわせて、お答えをさせていただきます。

アセットマネジメントの策定につきましては、資産台帳がベースとなり、法定耐用年数等を踏まえた更新計画・財政収支見通しに基づく更新計画の平準化を行う必要がございます。今月末には基礎となる資産評価台帳の成果品が出来上がる予定となっておりますので、精査した上で、今定例会で、平成29年度事業としてご提案をさせていただいておりますアセットマネジメントの策定に取り組み、中長期的に安定して、水道水を町民の皆さんに供給できるよう進めていく計画でございます。

旧町それぞれ、本格的に水道事業の整備がされたのが、昭和 56 年ごろから昭和 63 年にかけて、こうした施設の整備、建設が行われてきたわけであります。

現在、水道本管の漏水についても年に何カ所かを修繕しており、ポンプの故障・電気計装の不具合についても、その都度修繕を行っているのが現状でございます。

水道管の場合、法定耐用年数は 40 年というふうに定められており、もうすぐ更新の時期が近づいている箇所もございますが、実際には、その土質・土壌の状況や管種及び水圧等により耐用年数も法定の 40 年ではなくて、それ以上、50 年から 80 年と大きく異なる場合もございますので、漏水事故の多発箇所などから優先的に、これらを更新を図っていく予定でございます。

3 点目の人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が難しくなる現状に対し、住民生活に直轄する水の安定供給のためには、広域連携が重要となってくるのではないかと、広域連携に向けた佐用町の取り組みについてを伺うということでございますが、人口減少と節水型の給水装置の普及によりまして水需要が減少傾向を示しておりまして、水道料金収入については、今後、減少していくものと見込まれます。

更新計画に基づく事業の実施にあたり、近い将来適正な水道料金についての、また、検討も行う必要が出てくるというふうにも推測はしております。

技術者の確保困難につきましては、平成 25 年度より水道施設の維持管理や水質管理等を、民間のメンテナンス会社に委託をして、業務の効率化・専門化を図っているところでございます。

水道施設の広域連携につきましては、他市町間での協議は、事業運営形態や料金などの相異が、また、地形的な問題もあり、調整が困難であるというふうに考えますが、町内における旧町間の施設の連結などを行って、佐用町の水道施設の一体的な運営、効率化を図っていく必要があるというふうに考えておりまして、こういう問題については、ある程度、計画的に今後進めていかなければならないというふうに思います。

県におきましては、水道事業のあり方懇話会が設置されて、協議されているところでありますので、そうした県なり国の今後の動向も、当然、見極めながら、町内の水道施設、たくさんの施設を運営をしているわけでありまして、一体的な、効率的な運営によって、安定した水の供給を維持を図っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 上下水道課に行きまして、水道台帳のことを聞きますと、旧町でできている町もあるし、できていない町もあるということをお聞きしたんですけれども、これでよろしいでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） 今、言われました水道台帳の件でございますけれども、水道台帳として、ちゃんとしておるのが、旧上月の上水会計、これは企業会計の関係で、ちゃん

としております。

それから、佐用、南光、三日月については、これは特別会計で、簡易水道特別会計ということでやっておりますので、そのへんのところまでは、されていないので、本年度、28年度において、そういった資産の台帳整備ということで、整備を、今現在行っております。

それで、今月末には、ほぼ、そういった成果品が出てこようかと思いますが、内容を十分よく精査してやっていたらということで考えております。

それと、議員の言われております台帳といいますものは、もう1つ管路の台帳等、管路図というのもあるのじゃないかと思えますけれども、管路図等につきましても、一昨年度より管路の台帳の整備も行っております。これにつきましては、下水道とまた違いまして、きっちりとした路肩から深さが何ぼのところに入っているというような図面ではございません。この路線にどれぐらいの管が入っているかというふうなことでの管路網図でございますので、それについても順次、年度ごとに更新をしながら進めているところでございます。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 補足説明をさせていただきますけども、国において、こうした水道事業ですね、これを今後とも施設の更新も含めて安定的にということは、経営が、いわゆる収支、バランスをとった経営ができるようなものにしていかなきゃいけないという方針、考え方があるわけですね。

ですから、公営企業会計のように、施設の資産台帳をつくって、それを毎年減価償却、耐用年数に沿って償却をしていくと、それに見合う、また、更新もしていく。そのための水道料金の適正化を図れというのが、最終の考え方なのですね。

ただ、私は、公営企業会計をしている上月の上水道においても、ほかの一般的な旧町、佐用や三日月のような簡易水道、基本的には内容一緒なのですね。そして、これを国の方針の中で、何千万円もかけて資産台帳を、今年、整備していますけれども、ただ、この資産台帳を整備しても、町として、この施設を試算で評価してみても、本来、あまり私は、大きな意味は持たないのですね。

その施設を売却するわけでもありませんし、その活用によって、企業のように、税で納めるとか、そういうものでもありませんので、こういう地形の中で、これだけ広範囲な配管をして、水を供給している。これは一般会計から費用、運営費を投入していかない限り、非常に高額な水道料金になってしまうのは、もう明らかなのですね。

そういうことで、今後、町として、当然これを、今、先ほど言いました資産台帳ではなくって、管路図、そういうものはどこにもあります。その、どういう年度、耐用年数なり、状況にあるか。今後、更新をしていかなきゃいけないか。そういうところを、しっかりとつかんで、計画的に事業費を捻出しながら、施設の運営を行っていく。その上で、当然、これから人口が、減少していきます。水の量も当然、給水量も減っていくわけです。ですから、町内にあります、そうした簡易施設、別々につくってきたのですけれども、これをできる限り、配管路、管路を接続して、連結をして、そうした施設の一体化、効率化を図っていくというようなこと、これを町としては、やっぱりやっていく必要があるだろうと。

それで、旧佐用町におきましては、真盛の佐用簡易水道、それから中部、それから北部というのがあります。もう既に、これ管路で一体でつないでいるわけです。

ですから、まだ、ちょっと三日月の簡易水道につきましては、離れている部分もあるのですけれども、例えば、南光の簡易水道と上月の簡易水道、これなんかも、給水等が相互に行えるよう、給水ができるように、そして施設を言えば、水源地、浄化、ろ過施設、そういうものも、これからは、給水量に見合った形で、削減をしていく、こういうことを、やっぱり考えていかなければならないと、将来的な、全体としては、そういう考え方で思っております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 水道台帳は、基本的にはもうできていると、このように理解しているのだと思います。

水道台帳を、ちょっと調べますと、水道管の埋設状況、位置や深さ、管径、管種、取付管の位置等が記載された図面を水道台帳というそうであります。

昔、1970 代に、急速に水道施設というのが進んだそうなのですけれども、ここでは、全国の管路の更新率を 0.76 パーセントである。この調子でいくと、全部更新するのに 130 年かかる計算になるのですが、そこで、我が佐用町の管路の更新率というのは、何パーセントぐらいあるのでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） 管路の更新率ですか、管路の更新率というのは、多分耐震化率とか、そういった意味合いじゃないかと思うのですが、管路の耐震化というのは、ほとんどないです。

上月上水のほうで 6 キロ程度あるように把握はしております。それ以外は、耐震化等の管路はありませんが、全延長で上月上水と佐用、南光、三日月の 6 簡水があるのですが、その管路の延長が 46 万 7,495 メートルという数字が、27 年度決算の統計資料では、そういった管路の延長があります。

ですから、これを簡単に、これを更新かけていくということは、かなりの 1 メーター当たり、例えば、5 万円としても、かなりの金額になってこようと思います。

これの耐震化ということになれば、多分、鋳鉄管以上の管種でやるということになるのじゃないかと思うのですが、ポリエチレン管とか、そういった管も耐震化の管がありますけれども、かなり費用が高つくようになります。

現在では、先ほど言いました上月上水のところで 6.6 キロ。それから災害以降、災害の補償工事で河川改修の関係で、河川の取り合わせなり、橋梁の取り合わせ、または、道路のつけかえ等で管を入れかえたところがありますので、ちょっと、その数値は正確には把握していません。多分、それは耐震化ができているものと思います。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 先ほど、水道台帳の件で管種の話もいたしました。

水質の安全を確保する上で、早急な更新が必要である。鉛の管とかアスベスト管等は把握しておられるのでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（松井寿登司君） 鉛管、これについてはありません。旧上月上水で給水の引き込みのところに鉛管というのが使われておりましたが、これは全て解消できております。

アスベスト管と言われましたが、石綿管でございますけれども、石綿スチールの管につきましては、かなりの解消ができておるのですけれども、現実的に3キロほどが南光、三日月、佐用の一部という格好で残っております。

それで、実際、このアスベスト管というのは、人体に直接影響がないということで、それがアスベストが溶けたりして、水の中で給水されるようなことがあるのじゃないかという話だったのですけれども、実際には、これは溶けることもなく、影響がないということで、厚生省のほうからの最終報告になっております。

ただ、耐震化等につきましては、やはり石綿の中にスチール入っているものの継手そのものが、ヒューム管の昔のカラーというような格好の状態で継手になっておりますので、ちょっと、そのへんが不安材料ではありますけれども、現在のところは、3キロ余り残っております。

そこについては、現在のところ漏水というのは、ほとんど、今、私の把握しているのではありません。漏水がしているのは、V P管、これは水圧と土質等にもよりますけれども、そういった状況によって漏水が発生しております。

石綿管のところでは、今、先ほど言いましたような状況でございます。以上です。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 昨年の熊本地震で、耐震化の必要性が表面化したそうなのですけれども、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化については、今後の改修としては、優先的にされる計画はお持ちなのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、課長が言いましたように、40キロ、非常に膨大な延長の管を管理しているわけです。

だから、一部を耐震化しても、なかなか、それが本当にいるかどうかということもわかりません。

当然、今後、まだ、更新をしていないというのは、それは昭和50年から60年にかけて建設しておりますので、管そのものの腐食とか老朽化については、これからなのですね。まだまだ、実際には、都市部なんかの古い管でも100年ぐらいの管でも使われているとこ

が多いのですが、洋式のトイレが少なく不便しました。とのトイレの洋式化の要望を耳にし、このことについては、既に町に要望をさせていただいております。

後日、職員の方に立ち会っていただき、男性用トイレ、女性用トイレをそれぞれ確認させていただいたところ、男性用では、洋式トイレの割合は 43 パーセント、女性トイレについては 40 パーセントになっていました。

さよう文化情報センターなどの公共施設には一度に沢山の方が来られる機会があります。このような時には一度に沢山の方がトイレも利用されます。このような時に、いつも長蛇の列が見られるのは女性用トイレです。

そこで、まず、さよう文化情報センターに限らず、公共施設のトイレの洋式化を求めるものです。町長の所見を伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からの 2 点目のご質問で、公共施設のトイレの洋式化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員のご質問にもありましたように、トイレの洋式化ということで、近年、生活様式、非常に変わりまして、一般家庭におきましても様式トイレというのが一般化、しかもウォシュレットという日本が世界に誇る便器ですね。これが一般化をしてきております。

そういう中で、町といたしましても、町が管理する施設、保育園や小学校、また、文化施設や体育館、当然、この役場庁舎なんかも、今回の改修に伴いまして、当然、洋式化は当然なのですけれども、トイレの便器もウォシュレットを導入している。そういうことで、改修を進めてきております。

かなりトイレの改修ということで、事業費も高額になりますので、全てを一度にとすることはできない部分もあるのですけれども、しかし、計画的に、こういうトイレ、水回り関係の改修を進めていきたいと思っております。

ご質問の具体的な例として、さよう文化情報センターのトイレ、これも建設当時から洋便器というのは、当然、入れております。

ただ、数としては、半分ちょっと、以下というぐらいで、当時の状況からすると、和式も入っているわけです。

そのトイレの改修工事、文化情報センターも、これ建設してから、もう 15 年ぐらいになりますので、このたび、平成 29 年度の当初予算案に計上させていただいて、予算額として 1,400 万円余り、設計監理も含めると 1,500 万円余りをかけて、29 年度でトイレ関係の改修を行う予定でございます。

ただ、洋式が全ていいと言っても、学校においてもそうなのですけれども、どうしても、個人個人いろいろな差がありまして、ああして、便器に座ること自体が嫌がる方もいらっしゃいます。和式のほうが使いやすいと言われる方もいらっしゃいます。

そういうことで、100 パーセント、洋便器がいいというわけではありせんので、和式トイレも、当然、場所によっては残します。

一応、今回の文化情報センターにつきましても、当然、楽屋等もあるのですけれども、そうした楽屋と、ホワイエ等のトイレを改修をする。その中で、特にホワイエのところにあるところにつきましても、トイレブースということで、間仕切りがありますよね。そういうのも、もう少し、トイレの便器が大きくなりますので、そのへんも含めて、トイレ内の改修工事を行うということで考えておりますので、でき上がれば、皆さんにまた、気持

ちよくご使用をいただけるなどというふうに考えております。

先ほど申しましたように、他の各支所とか、保育園、中学校、新しい建設していたところは、全てでき上がっていますけども、古い、以前からの施設につきましても、特に、そういう水回り、衛生関係ですね、こうしたトイレ関係の改修工事を計画的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 非常に前向きな答弁をありがとうございました。

町長の答弁にもありましたように、全部が洋式ということになると、町長が言われたように、人が座ったところに座るのが嫌やというような方もおられるかと思ひます。

町内の小中学校の多目的トイレを除く実態を見ますと、男子トイレは、最も洋式率の高いのは、佐用小学校の100パーセント。低いのは利神小学校の22.2パーセント。

女子トイレでは、最も高いのが三日月小学校の80パーセント。低いのは、利神小学校の18.8パーセントになっています。

平均では、男子トイレの割合が、61.0パーセント、女子トイレは、61.2パーセントであり、全国平均が43.3パーセントであることを考えますと、佐用町の小中学校の洋式化率は、平均的には進んでいることが伺えます。

洋式化の低い小学校のトイレの改修を進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど、答弁させていただいたとおり、利神小学校等が一番校舎としては新しいですから、それなりに施設が、まだ、使える状況の中で、ああして上月の大規模改修とか、三日月小学校の大規模改修、当然、それに合わせて行っております。

それから、佐用中学校等は、校舎の耐震化とか、それはできておりますけれども、そうしたトイレだけの部分を中心に改修も行っているわけです。

ですから、利神小学校等につきましても、今後、それに合わせて、便器のウォシュレット化も含めて、計画的に行っていくということで、考えておりますので、ほかの体育館等も、ただ、これもかなり町もたくさんの施設、特に合併、規模適正化で統合した施設で、たくさんの施設を町が管理する形になっております。その利用状況も、やはり見極めながらということにしないと、あまり利用されないところに、立派なトイレ、便器だけを設置するということも、これも無駄なところもありますので、十分そのへんは、よく見ながら考えております。

それから、先ほど、ちょっと水道のところ、副長のほうから指摘があったのですけれども、町内の管路、私、何か46キロと言うたようです。当然、そんな、私も46キロなんて、そんな短くない。桁が違います。460キロぐらいあるということで、よく、それはもう、わかっていたかと思ひますけれども、一応、訂正をさせていただきます。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 非常に前向きな答弁いただいて、非常にありがたいのですが、これに追い打ちをかけるつもりでは、全くありませんから、ちょっと、私が調べた範囲で言わせていただきます。

民間企業の調査によりますと、学校で大便をしない小学生は、約3割に上り、和式トイレが多い学校に通う子供ほど我慢する傾向が強い。このようになっております。

自宅の洋式トイレで育った世代が、学校の和式トイレに戸惑い、抵抗を覚えることは容易に理解するところであります。

自宅に帰るまで我慢する辛さも想像ができるところです。学業への影響はもちろん、便秘など健康面の心配もあり洋式化が急がれる理由は、ここにあります。学校の洋式化も、できるだけ予算を組んでいただいて、早くしてほしいなと思います。

もう1点、また、学校のトイレは、子供たちだけの問題じゃなくて、学校は、地域のコミュニティの拠点となるなど、老若男女問わず多くの住民が利用されます。

実際、東日本大震災や昨年の熊本地震では、避難者の多くは和式トイレに悩まされたとの声を上げることを忘れてはならないと思っております。

また、さいたま市立病院、さいたま市の病院の、この小児科部長の話では、2000年代に入り、子供たちの便秘が増加している印象がある。重症化すると集中力の低下や食欲をなくするなど、健康障害が起きてくる。

要因として、食事の洋食化のほか、学校や習い事の慌ただしい毎日を送っており、規則的な排便習慣づけができていく状況が挙げられると。

また、家庭で洋式便器が普及する中、学校では老朽化した和式便器が多く、やむなくトイレを我慢する子供も多い。さらに、和式トイレには大腸菌が多く検出されている調査結果もあります。

和式の清掃方法で多い、トイレの床に水をまく、湿式清掃が悪臭の原因にもなっています。

子供たちの健康を守るために学校トイレの洋式化は必要であります。

佐用町でも清潔で明るいトイレの改修を進めていただくという答弁をいただきましたので、これから、もうちょっとギアを入れかえて、早くできるだけしてほしいなと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 竹内日出夫君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後1時15分とします。

午前11時53分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1 番、加古原瑞樹君の発言を許可します。

〔1 番 加古原瑞樹君 登壇〕

1 番（加古原瑞樹君） 議席番号 1 番、加古原瑞樹でございます。今回は、通告書に基づき、2 点の質問をさせていただきます。

1 点目は、いじめ不登校など問題行動への対応についてであります。

全国的に急速な少子高齢化が進み人口が減少していく中、子供達は地域の宝であり、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。本町においては、手厚い子育て支援をしていただいておりますが、出産や子育てを取り巻く環境は、大きく変化する社会・経済情勢などさまざまな要素が複雑に絡み合い、依然厳しい状況にあります。

また、子供たち自身も社会の変化に伴い、より複雑な問題に直面することも増えてきており、その対策には不断の努力が必要だと考えます。

特に、いじめや不登校などの問題は、永遠の課題であるとともに、年々増加する傾向にあり、また、その要因もさまざまです。急激な家庭環境の変化、友人関係の悩み、学習への不安、他人の行動が気になるなど、さまざまな原因が上げられ、本町のみならず、全国的に大きな課題となっています。

また、全国的には低年齢化する傾向にあることが指摘されております。そこで次の点についてお伺いします。

いじめの実態とその対応についてお聞かせください。

2 点目、ネットでのいじめへの対応は、どうされるのでしょうか。

3 点目、不登校の実態と、その対応についてお伺いします。

4 点目、ここ数年のいじめや不登校などの推移と、また、それに対する成果を教えてください。

以上、この場からの質問とさせていただきます、再質問は、議員席からさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁お願ひします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

それでは、加古原議員からのいじめ不登校など問題行動への対応についてのご質問の中で、まず、いじめの実態と、その対応についてのご質問について、お答えいたします。

今年度、小中学校あわせまして 2 月末現在ですが、12 件のいじめの事案を確認しております。

学校では、些細なことでも積極的に、その事案がいじめであるという認識に立ち、本人はもとより、保護者へも事実を伝え、一緒になってその解決にあたっております。

また、教職員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、心のケア、人間関係づくりのスキル等についての支援をするなど、相談の機会をたくさん持ち、見守り続けているのが現状でございます。

次に、ネットでのいじめへの対応はというご質問ですが、教育現場では、ネットでのいじめへの対応が、一番大切なことは、その未然防止だと考えております。特に家庭でのインターネット、スマートフォン等での利用の中で起こることですので、家庭で携帯やスマ

ートフォンが本当に、その子にとって必要なかどうか、その使い方やルール、利用上の危険性等について話し合っていて、また、フィルタリングをかけるなど、保護者による管理等、このことの必要性を、PTAの連合会と学校が一緒になって研修会を開催したり、適切な利用、トラブル防止に進めております。

一方、ネット上のトラブルの早期発見にも努めているところですが、何分にも、こういった件は学校内で起こることではなくって、校外でのネットやスマートフォン、SNSによる個人・グループ、そして、周囲の者が気づかない限られ中でのやり取りが多く、実態が非常につかみにくいというのが現状です。

ですから、個々の相談があって、初めて対応していくという、こういうことになっております。

相談があった場合には、もちろん、学校のみならず、関係機関への相談をはじめ、警察とも連絡し、その解決に努めております。今後も、各学校においては、児童生徒向けや保護者向け、そして、教職員向けに専門家、企業、警察等を招聘し、学習会等を行ったり、それらの協力を得て、児童生徒へのインターネットの使用の仕方、携帯電話、スマートフォンの所持や使用に関する指導をするとともに、道徳教育、生徒指導をはじめとした、さまざまな場において情報モラルの向上はもとより、いじめの防止に努める指導を家庭と地域と連携して進めていきたいと、このように考えております。

次に、不登校の実態とその対応についてというご質問ですが、今年度、2月末現在で30日以上欠席がある不登校の児童生徒は、5名おります。そのうち1名は適応指導教室に通い、新しい目標を持って、4月からの進路決定がなされ、今、新たな気持ちで生活を進める準備をしているところでございます。

また、残りの中学3年生につきましても、全て進路が決定し、今、新たな夢を持ってスタートしようとしているところでございます。

これら全て中学3年生なのですけれども、1年生、2年生にもおります。その子たちについては、常に登校を促すように家庭のほうに出向き、そして、話しかけておるのですけれども、なかなかいい解決には至っておりません。

いずれも教職員のみならず、これまで言いましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図っているのですけれども、やはり何分、この子たちにとっての一番は、生徒同士の人間関係づくり、ここになるのではないかと思うのですけれども、ここ数年、子供たちを見てきますと、どうしても原因が定かでないというのも正直あります。本人も何が原因なのかわからない。ただ、朝起きれない。学校が行きにくい。こういう実態は正直ございます。

それから、ここ数年の不登校生の推移と経過についてでございますが、平成26年度につきましても9名、27年度も同じく9名、そして、今年度28年度は、先ほど申しましたように5名となっております。

今年度から配置していただいておりますスクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携が、これまで以上にスムーズになっております。情報共有とともに効果的なかかわりができるようになってきていると考えておりますので、今後は、さらなるスクールソーシャルワーカーの増員をはじめ、児童生徒、保護者に対するきめ細やかな対応、家庭の教育力の向上、そして、関係機関との連携によって、不登校に至る前の段階での支援、指導の充実を図ることで、その減少及び不登校ゼロを目指して取り組んでいきたいと、教育委員会としては、そのように考えております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） いじめについてですが、12 件確認されているということで、全国的に見ても新聞に載らない日がないくらい多発しております。

本町は、安心安全であるという点でも、子育てしやすい町だとは確信しておりますが、このいじめ問題については、油断はできません。

普段、学校の先生方や教育委員会の皆さんのご尽力のおかげで、今のところ自殺のような重大な事案は発生しておりませんが、全国の状況を見ていますと、とても人ごととは思えません。

先ほど、答弁していただきましたが、改めて再質問させていただきます。

まず、アンケートですが、積極的にいじめを早期発見しようということで、この 12 件になたっということで、非常にすばらしいなというふうに思います。

ただ、昨年、兵庫県内では、毎月のようにいじめを苦に中学生が自らの命を絶つという痛ましい事案が発生しております。

神戸市では、中学 3 年生の女子生徒が自殺した案件で、学校では、各学期ごとにアンケートの調査を実施していたようですが、1、2 年生の分が破棄されていたそうです。

また、加古川市の中学 2 年生の女子が自殺したケースでも、同様に 1 年生の時のアンケート結果が存在しないのです。

同じく宝塚市の中学 2 年生女子の自殺の件でも 1 年生の時のアンケート結果が存在しておりません。

本町では、アンケートはとっていただいているということだったのですけれども、このアンケート結果、どのぐらいの期間、保存してあるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 学校によっては、まちまちだと思います。

それで、私の記憶では、だいたい 2 年、1 年、次の年までは置いております。

当然、その年、今年度であれば 28 年度については、当然、学期に 1 回、1 学期と 2 学期と、そして中には 3 学期もとっている学校もあります。基本的には、だいたい 2 回、大きくはとっております。

ですから、1 年、そして次の年までは置いておるのが現状です。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 保管して、比較検討することで、小さな変化を捉えることができ、問題の早期発見にもつながると思います。

2 年ということなので、その中で、特に特徴的な部分だけでもデータでとるなど、対応はされているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、話の中で、ちょっと腑に落ちないといえますか、不思議だなと思ったところがありまして、比較するものではないと、私は、思っております。

前になかったから、今回あった。前にあったから今回なかったではなくって、その時、その時の子供たちの心の動き、思いというのをアンケートで、我々はつかんでいるわけですね。

小学校においては、なかなか難しいのです。子供の願いというのが、ささいなことでも、今日、誰々ちゃんにボールぶつけられたから嫌な気持ちがしました。でも、そういった事例であっても担任は、その言葉を通してどうだったという声かけをしていく。そして、一つ一つをアンケート、言葉、それから日々の日記等を通して、子供の実態をつかんでおるといふ現状ですので、前と比較するという問題では、私はないように考えております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） そういうあれではなかったのですけれども、いじめなので、やはり1対1の対応じゃないと思うのです。

ですから、アンケートの中に、子供の誰々ちゃんが悪口を言っていたみたいな話が、増えてきているとかいうことがあれば、それがまた、重大ないじめにつながっていくんじゃないかということで、比較という意味で、ちょっと言わせていただいたのですが、意味は理解しました。

当然、保管するだけでなく、そこから、どのように対応するかが大事だと思います。

思春期の子供たちにとって素直に全て包み隠さず自分の気持ちを伝えるということは、とても勇気のいることだと思いますし、そういった意味では、アンケート調査と一言に言っても子供たちから隠されたSOSのサインをいかに探しだし受け取るかが問題になってくると思います。

ちなみに、このアンケート調査では、どのように作成されて、また、その結果から、どのような対応をされているのでしょうか。スクールカウンセラーなどの専門員の力を借りるべきだと思いますが、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 最後にあったスクールカウンセラーは、あくまでも問題行動が起こったり、気になる子供たちに対して、こういう様子ですと。また、スクールソーシャルワーカーであったり、そういったところにかかわるもので、それから、スクールカウンセラーにつきましては、子供たちが日々学校の中におられますので、週1ですけれども、その中で、子供たちの相談窓口業務、そういったものにかかわっておりますので、当然、連絡調整を取りながら、進めてはおります。

最初に聞かれたアンケートを取って、そのことをという話なのですけれども、アンケー

トはあくまでも、最初にも言いましたように、その時、その時の実態、子供たちの心の相談をかけるものですので、それだけじゃなくて、いろんなアンケートの項目があります。

例えば、今学校は、最初にはいつも言うように、学校は好きですか。授業はわかりませんか。いろんな項目、幾つかあるわけですね。その中で、一番気になっていることを書いてくださいと。思うとお書きいたらいいよという形で声かけをしておりますので、その中で、こういうようなことがあったやよ。こういうようなことがあったよという形で書いております。

ただ、今、言われたように、だからといって、全てを書いていると、私たちも思っておりません。

ですから、日々の子供たちの様子、それから、最初に言いました日記ですね、それから日々の声かけ、そういったものを非常に重要視しておるのが現状です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） はい、ありがとうございます。

そういう細かな対応、アンケート以外の対応もしていただいているということだったので、安心しております。

あと、ネットでのいじめの対応、これ本当に探し出すとなれば、民間の力を借りるとかということになってくるとは思うのですが、どうしても最近、ネットの環境に触れる機会が多くなっています。

フェイスブックやラインなど、SNSの普及によってデマが広がったり、一部の人をバッシングするなど、いじめの温床になりかねない状況が、子供たちのすぐ側にあることは事実です。

これからも、いろんな関係の警察であるとか、企業であるとか連携を取りながら、今後とも対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

その中で、当然、学校のアンケートもそうなのですが、文部科学省のほうで、従来開設した24時間子供SOSダイヤルについて、1人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいように、今年度の予算で、通話料を無料にするよう設置をされていると思ひます。

平成28年度、4月1日より運用を開始しているようですが、ポスターを作成してホームページで公開するほか、全国の小中、高校に配布してあるそうです。本町においては、どのように対応されているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） これまでもずっといじめ伝言ダイヤルであったり、そういったカード的な物を、常に学校、教育委員会とか、来れば全て学校から子供を通じて配布しておりますので、ポスターなんかも学校のほうにも掲示しておりますので、その分のご質問かなと、ちょっと、もうひとつよくわからないのですけれども、それかなと思ひますけれども。はい。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） すみません。僕も、現物をちょっと、学校のほうで見たことがなかったものですから、配布されているのが、適切に張ってあるのかなとか、子供たちが、このことを知っているのかなということで、お聞きをさせていただきました。

子供たちも、なかなか先生にも友達にも相談しにくい内容のことでもあると思います。

電話であれば、顔が見えない相手に相談しやすかったりすると思いますので、もし、ポスターがあれば、張っていただきたいなということで、お願いをしておきます。

ちなみに、ここで相談された内容とかってというのは、やっぱり、学校とか教育委員会に入って来るとか、連携はとれたりとかいうことは、できないのですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） もちろん電話が、仮に子供から伝言ダイヤルから、伝言のほうに入った、その日のうちに教育委員会を通じて、学校のほうに入ってきます。過去にも、私は経験しております。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 少しでも、いろんなところからアンテナを張って、子供たちの SOS のサインを受け取っていただきたいと思いますが、先ほどもお話しましたが、残念ながら、いじめはなくなるどころか、年々増加しております。

その結果、自殺者が平成 27 年度では、全国で 214 人、この数年では、200 人から 250 人の間で推移しているようです。年齢的にも 3 分の 2 ぐらいが高校生で、比較的年齢が高いのですが、低年齢化が進み、小学生でも 4 人いるそうです。

昨年、8 月、青森の中学 1 年生の男子が自殺した案件では、女子生徒に汚いと言われるなど、いじめを受けた後、友達に死んじゃえばいいんでしょと話をしていたそうですが、学校側のほうは、悪口程度で、重大な案件というふうには、取っていなかったようですが、結果、自殺をされております。

これは、決して特殊なケースではなくて、ほとんどの自殺の案件で、このように、まさかという事態が起こり得るものだと思います。

かなり難しい判断だとは思いますが、本町では、このような重大事案につながるであろうと思われる案件を、どのように判断をされているのでしょうか。

また、その場合の緊急措置は、どのようにされているのでしょうか。

担任の先生 1 人で対応するには、負担が大きすぎると思いますが、どのような体制で行われているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 非常に難しいご質問だなと思います。

一番に組織的なものは学校が持つ。いじめ等についても、組織をつくっておりますし、それから、いじめに対する、要するに危機管理能力といいますか、そのあたりの研修も常に積んでおるのですけれども、まず、1人で対応しないというのは、これは大原則でやっておりますので、その点、担任だけが、そのことを自分のものにしてしまうというようなことは、今現在はありません。

常に学年団であったり、管理職と通じて、生徒指導であったり、そして、今、言うスクールソーシャルワーカーであったり、スクールカウンセラーであったり、そういう人たちへの相談業務も常にやっておりますので、その点は、心配しておりませんが、ただ、なかなか、そこに至るまでの段階で、食いとめられない。そこが一番ネックなのです。

それで、簡単に子供が言ってくればいいのですけれども、なかなか言ってくれない。言えない。

ですから、日々の生活をやはり見るしかない。その見るところに、どういった能力が、当然、経験年数もあるだろうし、いろんな形でいきますので、要は、今、ご存じのように、学校は1人体制じゃなくして、常に授業においても、ほとんどが2人体制で授業形態を組んでおりますので、そのあたりの相談をしながら、授業、そして学校生活を進めておるといのが現状です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 子供は、やっぱり繊細な気持ちを持って行動しておりますので、本当に難しい判断だと思います。

先生1人じゃなくて、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等、皆さん連携して当たっていただいているということで、安心しております。これからも、よろしく願いいたします。

それから、不登校についてなのですが、今年度、5人ということで、お伺いしております。ここ数年では、ちょっと減ってきているということで、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーの努力の結果もつながっているのかなとも思ったりはするのですが、今、町内1カ所で対応されているのですかね。適応教室。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 適応教室は1カ所、上月支所の2階でやっております。

それで、ご存じだと思うのですけれども、長期欠席と不登校と、それから適応教室というのは全部別個ですので、そのあたりをうまく話の中にまとめていただきたいのですけれども、長期欠席というのは、ご存じのように病気であったりとかいうような形で、長きにわたって欠席する児童を、これ長期欠席なのです。

それで、その中で、年間を通じて、4月からのずっと累積で30日を超えた児童が不登校という取り扱いをします。

ですから、4月から数えますと、今日の今回12月ですので、10カ月です。8月ありま

せんので、10カ月とすると、月3日休むと30日になります。月3日。体調が悪いとか、コンコン言うたぐらいで休ませると、それが続くと30日。そうすると2月末で30日になってしまう。そうすると不登校という、統計上の枠になるわけですね。ですから、9月、10月だったら、もっと数字は減るのです。

その中で、どうしても、その子たちというのは、ほとんど行っているわけですね。それで、2週間に1ぺんとか、10日に一度ぐらいポッと休んだりするのが続くと、30日に当たる。

それで、今、適応教室に行っている子供については、全く学校に行けないので、何とかして、昼夜の逆転を解消し、そして、生活リズムを戻そうという形で、そして、学校への引き継ぎをするためにやっているのが適応教室、ですから、その適応教室に何とか頑張ってきて来れるようになった。じゃあ、次のステップで進路をどうするか。高校へ行きたい。じゃあ、頑張ろうかというような形で、今、進めてきて、この4月から進路が決定したというのが、1名おるわけなのです。この子は、適応教室に通っている子供。ほかの子供たちは、全て学校へ行っているわけです。不登校という名前なのですけれども、学校へは行っておりますので、そのあたりを、区別していただけたらと思います。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 若干、僕のほうも誤解していた部分がありましたので、それであれば、今の現在で言えば、本当の不登校と言ったら変なのですが、不登校でいうと、解消は、今、できているという状況ですよね。

学校に当然、子供も、いろんな問題があって、行きたくても行けない状況というのが、本当にかわいそうだなというふうに思いますので、そういう努力をさせていただいているということで理解しました。

あと、それこそ、一番最近で言うと、このスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーであります。この間の予算委員会の時にも次年度からスクールソーシャルワーカーのほうが増員されるということで、これを言おうかなと思っていたのですが、対応していただいているということで、よかったなと思うのですが、子供の内面からケアをするスクールカウンセラーと、子供を取り巻く環境への働きかけにより、周囲から子供への支援を行うスクールソーシャルワーカーが連動して、初めて効果的に児童生徒の健全育成を推進することができると思います。

このスクールカウンセラーの活動内容状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） スクールカウンセラーですね。

1番（加古原瑞樹君） はい。

教育長（平田秀三君） カウンセラーは、ご存じのように学校にずっと常駐しておるわけで

すね。学校から出られないわけです。ですから、カウンセラールームがありまして、そこに子供たちが出向いて行く。また、教職員が出向いて行って、子供たちの、いろいろ様子を話す。カウンセラーは、学校内は動き回って子供たちの様子も見ながらして、気になることは、これはどうですかというのが、これがカウンセラーです。あくまでも、子供たちの心のカウンセリングをする。それから、親御さんのカウンセリングももちろん、希望に応じてやっております。ですから、部屋のほうも出入り口から一番近いところで、あまり見られない。見られないと言ったら変なのですけれども、大っぴらにならない。そつと行けるようなところに設置をしている。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、これは、動き回るというのですか、出入り自由なのですよ。ですから、家庭のほうへ出向いたり、ほかの機関に出向いたり、そういう行動力があって、そして、それも全て専門的な知識を持っておりますので、そういったフルに、それから連絡調整なんかも全部スクールソーシャルワーカーのほうで、こういったところはどうかというアドバイスも、その時代に応じてしてくれるということが出来ます。

ですから、そこの部分をうまく、今言われたように活用して、そして子供たちを健全に、そして、親の悩みを解決していく、こういったことに、今、取り組んでおります。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） そのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーなのですが、まだ、利用が始まって日が1年のことですが、生徒や保護者に対して、こういう専門員の先生さんがいるよというような、利用についての周知は、どのように行われているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） カウンセラーは、もう長いです。もう4、5年、もっとになるのかな。ただ、部分的にちょっとずつ置かれてきましたので、小学校なんかは、去年、一昨年くらいかな。中学校にはずっと置いていました。

ソーシャルワーカーについては1年目、1年過ぎたところですね。今年で初めて。ですから、カウンセリング等については、当然、いろんなところで話しているとは思いますが、PTAの総会なんかで話していないかなと思ったりしますが、要は、あくまでも、学校側として、子供たちには言っているのですけれども、学校側として、ちょっとカウンセリング受けたほうがいいかなというような時に、声をかけるので、全体的に、カウンセラーがおりますので、どうぞ来てくださいというよう、そういうように、私は捉えてはいない。

ただ、みんなにお知らせはしております。子供たちにも、もちろんしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 僕も中学生の子供、それから小学生の子供がいるので、そういう話を聞いたりしますし、実際に、こういうチラシもつくって周知されているというのは聞いているのですが、それでも、なかなか普段、当たり前のことですが、健康であれば、問題がなければ、行く場所ではない場所になりますので、いざ本当に子供たちが困った時に、相談に行くタイミングやきっかけですよね。最初は、かなり勇気がいると思います。ましてや、学校の先生と違って、普段、コミュニケーションをなかなか図れていない大人の人が待ち構えているということになると、とてもじゃないけど、なかなか相談室に入ることができないのじゃないかなというふうに思います。

まずは、入りやすい環境や、きっかけをつくることをからしめないといけないのではないかなというふうに思うのですが、そういうような入りやすいような取り組みというのか、されているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 非常に難しい質問だなと、これも思うのですが、入りやすい環境というのは、じゃあ、どういう環境なのかなということで、私が、一番思っておるのは、掃除の時間なんかにも、常に窓を、部屋を開けて、カウンセラーなんかと一緒に掃除をしているのですよね。それで、普段でもずっと子供たちと合えば、コミュニケーションをするというような状況ですので、ただ、そこへのつなぎというと、自由に入ってもいいのですけれども、基本的につなぎは担任のほうが、ちょっと行ってみいへんかとかいう形で声かけしたり、親御さんのほうにもそういった形で、担任、または養護教諭、そのあたりが組織となって、個々の子供たちへの対応を考えておりますので、そして、カウンセラーとのつなぎもしておりますので、自由に遊びに行くところではないというように思っていますから、自由に入りやすいという、その入りやすさが、非常に難しいなということを思う。

ただ、敷居が高いのは、なかなか行きにくいのが事実だと思います。

でも何もなかったら行くのではなくて、普段の会話の中で、話がしやすいなというような雰囲気づくりは、カウンセラーの人にも常につくっていただいておりますので、そのへんで、スムーズにいつているのかなというようには捉えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 普段から声かけしていただいてということだったのですが、やっぱり子供からすると、先生以外で、大人の人がいるということで、なかなか、ちょっと見たぐらいでは、人間関係というのは築いていくことができないんじゃないかなというふうに思ったのですが、学校の行事、運動会であるとか、音楽会、そういうような時にでも、毎日常駐ではないですよね。だから、そういうふうなイベントとか、ある時だけでも参加していただいて、子供たちとの距離を縮めるような、信頼を獲得できるような取り組みが必要じゃないかなと思うのですが、どうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 行事等につきましては、曜日が合えば、当然ずっと閉じこもっているわけではありませので、学校において、各学校に応じて、それぞれ顔を出したりはしていると思うのですけれども、なかなか、ここにありますよ。ここにありますよというようなものではないのかなという気はしております。

何分、スクールカウンセラーにつきましても、週に1日だけですので、そのあたりについては、非常に難しい面が、行事等に合えばいいのですけどね、難しい面があるのではないかなとは思いますが。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 先ほど、スクールソーシャルワーカーの専門員さんには、保護者を含め、家庭訪問等をされているというふうにも聞いたのですが、逆に最近では、SNSなど、子供たちにとって、インターネットなど身近な存在になっています。問題がある反面、これを有効利用することはできないものでしょうか。

スクールカウンセラーなどの専門員の力を十分発揮していただくために、例えば、メールやネット上での相談窓口を開設するなどの対応は、できないでしょうか。そうすれば、もっと気軽に子供たちが相談でき、いじめや不登校などの問題行動も早期発見できるんじゃないかなというふうに思うのですが、今後、そういうふうな対応をされるかどうか、検討の余地はあるかどうか、教えていただきたいと思えます。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 子供がメールによって、スクールソーシャルワーカーとメールで相談をするという意味でしょうか。それは、今のところ考えておりません。子供にメールを助長する必要性は、私は、今のところないと思っておりますので、それぞれがメールする間には、親御さんに相談するなり、学校に相談する。それができないからしているのだと言われたら、それまでなのですけれども、だからといって、それをスクールソーシャルワーカーとメールすることが、本当に正しいやり方なのかということは、ちょっと疑問に感じます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） わかりました。

基本的には、先生、それから保護者、それから専門員もいるわけですから、そちらでの対応をするということで、やっぱり、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの多分、これから仕事が、責任が大きくなってくると思えます。こちらのほう、人員も配置、増員

していただけるということなので、対応はできるかなと思います。

いじめや不登校など、問題行動に対して、それらスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー連携することで、心理、福祉などの専門的な見地から助言を得ることができて、さまざまな視点から困難な問題に対して解決に取り組めるようになると思います。

これを十分有効に利用して、子供たちの不安ですね、そういうふうな苦しみとかいうことが少しでも減るように、これからもご努力よろしくをお願いします。

それでは、1点目のいじめ、不登校についての問題は、これで終わりたいと思います。

次に、中学校の部活動についてを質問させていただきます。

部活動の意義を「人間育成」という観点から捉え、日々の活動を通じて専門競技における能力を鍛えるだけではなく、社会のルールを守り、公共心やチームワーク、実行力、忍耐力を育てるなど、キャリア教育の目標達成に部活動が有効であると考えます。しかし生徒数の減少から休部せざるを得ない部があると聞いています。

そこで、次の点についてお伺いします。

部活動の種目が制限されているため、校区外通学が増えていると聞きますが、その現状はどうでしょうか。

2点目、子供や保護者の意見は反映されているのでしょうか。

3点目、町内の中学校合同で部活動を運営する考えはないでしょうか。

以上について、よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

中学校での部活動についてということでのご質問にお答えさせていただきます。

まず、部活動の種目が制限されているため、校区外通学が増えていると聞くが、その現状はというご質問ですけれども、ここ3年間の部活動による区域外就学、区域外、ようは、指定校変更ですね。の生徒、これは、平成26年度は7名おります。うち区域外が5名、指定校は変更これは2名のあわせて7名。平成27年度につきましては9名、区域外が7名。指定校が2名です。26年度にプラス2名増えたというように捉えていただけたら結構かと思います。平成28年度につきましては12名、うち区域外が7名であります。年々増加の傾向にあります。

次に、子供や保護者の意見は反映されているのかというご質問ですけれども、私は、結果的には保護者や子供の意見を反映しすぎて、こうなったのではないかなという捉えもしております。

要は、入学説明会で必ず学校は部活動の現状を話しております。そして、こういう見通しでありますよということで説明しておりますが、現在その学校にない部活動についての創部についての希望なんかも意見は聞いておりますが、実際のところ、1人ではない集団競技については、その人数が集まっていないのが現状です。

現在あるチームの競技については、入部希望をとって、その結果で、こういう募集できます。もうこれ以上できませんというような形になっているわけですね。

それでまた、新設するということになると、当然、今ある部を廃部しないと新設はできない。

よく私のほうにも来られました。何とかしてください。じゃあ、どこの部を廃部するのですか。いや、それはと言って帰られた方も何名もおられる。

つくるのは、つくるのですけれども、どこかを廃部しない限りつくれないのです。それが、今の現状です。

したがって、子供たちのさまざまな意見はいろいろありますが、非常に全てを十分に満足させることは、今の段階では非常に少ないというのが現状です。

次に、町内の中学校を合同で部活動を運営する考えはないのかというご質問ですが、過去に 26 年でしたか、旧の三土中学校と上津中学校が、女子バレー部を合同でやっておりました。平日は各それぞれの学校で練習して、土日に合同練習を行うと、そして試合に出場するという形態をとっておりました。合同で公式の試合に出場する場合は、例えば町内であれば町内のチームのそれぞれの学校に規定人数に達していない。例えば、野球であれば 9 人いますね。A の中学校に 9 人いるにもかかわらず、B の中学校とは一緒にできないわけです。A の中学校に 8 人、7 人いる。B の中学校に 5、6 人おる。そうすると合同でチームをつくって大会に出ることはできるのですけれども…。そうなってくると、非常に難しい問題が起きてくるのは、日々の練習が非常に難しい。

今、これだけ部活動についての、どない言うのですか、（聴取不能）と、それから子供たちの体力、そういったもの話されている中で、土日のいずれかは休みにしないといけませんので、そういったことは非常に難しいなど。

ですから、合同チームにつきましても、なかなか日々の部活動、指導する立場、そのあたりも非常に難しいなということを思います。

以上、言いましたように、中学校教育の現場においては、全ての課題、問題に応えることは難しいです。ただ、今後も子供たち、保護者、十分話し合いを持ちながらですけれどもやっていきたいなというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、この質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 答弁を聞くと、心が折れそうぐらい難しい問題がたくさんあるのだなというふうに思ったのですが、以前は、言っても区域外通学というのが少ない時は、やはり、子供にも、あまりわがままを言うのもどうかなという気もしたのですが、この最近のデータを見ると、それでも、やはりずっと増えてきている。

それで、今、12 人という数字だったのですけれども、これますます増えていく傾向にあるのじゃないかなというふうに危惧しています。

そうすると、今現在、行われている部活動も、だんだん、より一層できなくなっていく。悪循環に陥ってしまうのじゃないかというふうに思います。

難しいのは、そこと、中には、今回、区域外通学ではなく、家族ぐるみで引っ越しをされたご家族もいるというふうに聞きました。この件に関して把握されていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 部活動でですか。

1 番（加古原瑞樹君） はい。

教育長（平田秀三君） その件については、事務局のほう聞いているかもわかりませんが、私は、記憶というのか、把握しておりません。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 定住促進など関係しているものであれなのですが、小さい子供さん連れでも、最近、佐用町に移住して来られる方おられます。

ここ2年間で2件ほど、そういう方がおられたのですが、該当するクラブ活動であるとか、部活動があるからという形で移住をされた方がおられます。実際、話を聞いてみると、やはり、それがなければ移住はしなかったというふうに言われているご家庭がありましたので、やっぱりこれは、子供だけじゃなく、家族全体での重要な問題にはなっているのかなと、それが少ないので、そこがおかしいのだというとり方をするかどうかなのですが、やはり、ちょっとこれも考えて行っていただかないと、定住促進で人数増えてきているのはいるのですが、こうやって区域外に通学するであるとか、引っ越しするであるとかということが増えてくるというのは、あまりいい状況じゃないのかなというふうに思います。

あと部員の減少により休部、もしくは廃部の結果になるところがありますが、どのような判断基準でされているのでしょうか。生徒や保護者の皆さんに、説明を、どのようにされているのかなと、そこをお聞かせください。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 一番最近の例で言いますと、今の中学3年生の生徒は、この3月卒業するのですが、3年生の生徒は、かろうじて人数が足りた。2年生がいない。その前年度の1年生の入部の様子を聞くと、4、5人であった。そうなってくると、どのクラブもそうなので、チーム部活であれば、1年あくと、大会は夏の大会1試合だけになるのですね。新人戦はもちろん出られません。4月、5月の大会も小学校から入って来てすぐですので、なかなか非常に難しいものがあって、夏の大会が1試合だけになる。そういう形になると、その子たちの2年生の時しか出られないわけなのです。それで、いろいろ相談した結果、要望もあったのですが、これはやむを得ないなど。ですから、事前の小学校のほうにも、様子を伺って、そして決めている。

それから、ここ数年の流れの中で、子供たちの希望を聞いていくと、どうしても人数が足りない。従って、どんどん、どんどん個人種目を増やさざるを得ない。集団、チームプレーという、そういったものがし辛くなって、そこにもう1つおまけに拍車がかけているのが社会体育でして、質問もないのに言うのもおかしな話なのですが、社会体育に関しても、非常に多種にわたっておりますので、そのあたりで、結局部活のほうに入らなくなっている。そういう現状があって、ますます部活動が厳しくなっているというのが現状です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番 (加古原瑞樹君) 質問する前に言われたので、あれなのですが、社会体育があるから、部員が少ないのか、部活がないから、そっちに行くのかというのは、ちょっと難しいところがあると思うのですが、実際、社会体育で、そうしたクラブ活動というのか、出てできるというのは、すごく子供たちにとっては選択肢があっただけいいのかなというふうに思います。

これ、究極なのですが、例えば、先ほどのソフトボールの子もそうなのですが、人数が足りなくて試合に出れない状態。確かに、これゴールがない状態で続けるというのは、どうかとは思いますが、それでも子供たちや親がやりたいというふうに、試合に出れなくても、やりたいということであれば、学校のその部活動という健康の面からスポーツをする意味ではいいんじゃないかなというふうに思うのですが、それは、やっぱり試合に出て初めてなのではないでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長 (岡本安夫君) 教育長。

教育長 (平田秀三君) これも、これまでも何度も話し合いを持ったし、経験済みだから、あえて私のほうから言いますが、最初はそうなのです。皆さん、そうって言われるのです。けれども、現実問題として、始まってくると、やはり試合がしたい。試合をすれば、1回でもいいから、いいところで競り合いたい。さらに1回でもいいから勝ちたい。これが人情なのですね。親もそうなのです。

ですから、これまで何回もそういったことで挫折といいますか、非常に難しかったというのが現状です。

〔加古原君 挙手〕

議長 (岡本安夫君) 加古原議員。

1 番 (加古原瑞樹君) そうなると、先ほど、三土中学校と上津中学校のバレーの話が出ていましたけれども、合同部活動というのであれば、ある程度は、対応できるんじゃないかなというふうに思うのですが、

課題もたくさんあるのは承知しておりますが、移動手段や、その時間、それから外部指導者の活用、その手当て、そういうふうなところが、いろいろ問題は出てくるのかなというふうに思うのですが、これいつだったかな、文部科学省のほうで、地域の指導者が中学校、高校の職員である部活動指導員として、学校教育法施行規則に明記し、4月に施行するようです。

これまで法令上規定がなかった外部指導者の位置づけを明確にすることで、活用を促し、教員の長時間労働を是正するのが狙いようです。これを受け、中体連など3団体が原則教委に限っていた大会への生徒の引率を指導員もできるように規定を改める方針だそうです。

文科省の改正に合わせて、全国の教育委員会や学校に指導員の採用と研修を働きかけ、教員の働き方改革につなげる考えのようですが、本町では、今後、どのように対応されるのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今朝の新聞に出ていましたね。

1 番（加古原瑞樹君） 出ていましたっけ？

教育長（平田秀三君） 今朝の神戸新聞にその話が出ていました。私も今朝見て、あっ、とうとうここまで来たなど。みんな喜んでいます。正直なところ。

ただ、合同と言われるのですけれどもね、冬場は、各学校の部活の時間帯、時間数はご存じですか。約 20 分なのです。着がえてランニングしたら、はい着がえて帰りなさいなのです。これが現状なのです。スクールバスがあります。いろんな面で課題があります。

一緒になって、どこかへ行ったらいいのではないかとされますが、AからBまで動くだけで、もうはや部活終わりになる。着いたら、はやすぐ帰りなさいというようになる。それが、今、佐用郡の実情なのです。そうしてやればね。

ですから、そのあたりも含めて、いろんな形の課題が山積しておるのですけれども、でも、今、その中で子供たちは現状で頑張っている。しっかりと、今、取り組んでいる部活の中で、入部した部活の中で3年間頑張っていて、そして、中学校を卒業しようとしているわけですので、その部をどうのこうのと言うのであれば、その入っている子供たちは、じゃあ、どうするということです。非常にこう、どちらを優先するかなのです。私は、できません。非常に難しい問題だなとは思いますが。

ですから、外部活用というのは、非常にいいと思います。これも課題は山積しております。

[加古原君 挙手]

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 課題だらけで困ってしまうのですが、部活動、20 分冬場であれば、かなり難しいとは思いますが、そうでない夏場であれば、それぞれの学校で通常は、先ほどそうだったですかね、練習をして土曜日、日曜日、ノ一部活デーがありますから、両方ともというわけには、当然いかないですし、試合も入ってくると思いますので、その範囲で、無理のない程度で週に1回ぐらい合同で練習、試合をしながら、各それぞれの学校で部活動を少ない人数の中で練習をしていくというような形を、僕は、合同部活動でできればいいのかなと。

先ほど、教育長言われましたけれども、今ある部を解散してまで増やすというのがどうかというふうに言われました。そういう人質みたいなことをとられると、僕も何とも言いようがないのですが、ただ、子供たちからすると、やはり僕らの時は、当然、人数が多かったから特になのですが、中学校に上がって部活動の選択肢ですよ。今現在、多分、上月なんかでも、野球と何がありましたかね。選択肢が2つぐらいしかないようなところありますよね。スポーツ。できれば、選択肢として、もうちょっと、それが3つが妥当なのか、4つが妥当なのかというのは難しいですが、もう少し選択肢があってもいいのじゃないかなというふうに思います。

問題が山積みなのは、当然、理解していますし、ここで無茶なことを言っているのも、

自分では自覚しているつもりです。

ですが、それを押してでも、子供や保護者は、もうここ何年もですが、この問題については、なかなか納得がいかないというのが、現状の声だと思います。

だからと言って、無理を言い続けるのもどうかとは思いますが、教育委員会の評価報告書のほうでも、重点目標の1番目に部活動については、年々生徒の減少により活動が制限されており、維持存続に苦慮しているのが現状となっているというふうに書いてあります。魅力ある部活動のあり方の検討や部活動の選択肢の課題など、抜本的な改革が必要だと書いてあります。

ちなみに27年度、28年度ともに一言一句同じ文章で書かれているところ見ますと、かなり改革に向けて意識を持たれているのだなというふうに感じておりました。

しかし、28年度の報告書には具体的施策の中から、魅力ある部活動のあり方の検討というのがなくなっています。

外部有識者委員意見には、部活動のあり方について、教職員より現状を詳しく聞き取りし、学校任せにせず、町教育委員会の方針を出す方向に持って行くべきだと書いてありますが、その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、読んでいただいた、その通りでございます。進捗状況と言いましても、私自身教育委員会、そして、非常に頭を悩ましているこれまでの段階で、一番今、多いのがバスケットなのです。上郡へ流れるバスケット。社会体育で小学校の時にしたから、中学校3年間もやらしたいという、これもよくわかるのですが、3年間で何とかほかの協議でも頑張っ、高校に行ってからでもできるのじゃないかなという気も、正直しております。

先般、サッカーでできないけども、高校で頑張っベスト8に佐用高校入りましたけれども、そういったことも含めて考えていただけたらありがたいな。だから、そこで子供の夢をつぶすという気も、さらさらございません。

ちなみに、今、話がありましたように、社会体育、それから部活に入っていないで、社会体育だけしている子供も10数人おりますね。ですから、その子供たちは、ある面で親御さんの、本人の希望によって、それぞれ自分の希望したところで頑張っているわけですので、何も嫌々入っているというような形のもの、確かにあるかもわかりません。一人、二人。ですから、そういう面で、どんどん増えてきているなど。これがいいとも、私は思いません。何かいい施策はないかなということは思っております。

ですから、教育委員会として、何かせい言われておるのですけれども、なかなか、これといった特効薬がないというのが現状です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 中学校の統合の際には、部活動の再編もあるのだとは思いますが、今現在、中学校に通っている子、それから、もうすぐ小学生になる子からすると、本当にその動向が気になるころだと思います。

特に、先ほども言われましたが、社会体育、小学校保育園ぐらいからサッカーやバスケットや野球やいろいろされています。そうやって競技自体が多様化して、またプロというものができてきています。子供たちにとっては、体を健康に保つためだけというよりは、働き方であったり、将来の夢というのが、そこにはかかわってきている子がたくさんいます。

必ずしも皆さんが、子供さんが、プロになれるわけでも、それで成功するわけでもないのですが、やはりその夢という部分は、佐用町の教育基本方針のほうでも夢というのは大きく謳ってあるわけです。ですが、それがなかなか、今の現状からすると、かならずしも十分反映されているわけじゃないのかなど。問題は、たくさんあるということは、今日、お聞きしたので、最終的には、子供さんたちのこと、もしくは、保護者の意見も、もうちょっと会議であるとか、そういうようなところで吸い上げていけるようなことができれば、お互いいい知恵も出るのじゃないかなというふうに思います。今後、そういうふうな会を持たれるような考えはあるでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 全く持っていないとは思っていないのですけれども、と言うのは、年度当初にも部活に関しては保護者との会合も持っておりますし、それから新入学児童生徒の説明会の中でも、そういった会合を持っておりますので、ただ、要望はいつも同じこと聞きます。こんなんつくってください。こんなんつくってください。

でも、今の状況をお話して、ご理解いただくしかないのかなど。

それで、もう1点は、指導者というのは、常に1つの部に対して2名は必要なのですね。先生は、絶対2名つかなければいけない。昔は1名でやっておったところがあったのですけれども、今はもう最低でも2名なのです。

そうすると7つ部活をつくれれば、佐用中で、今、1、2、3、4、5、6、7、今、8つあるのですね。というこは16名、先生足りない。昔は、たくさん先生おられて1人でよかったのですけれども。

上月中においても、2、3、4、5。1、2、3、4、5ですから、10人いるわけです。でも、カツカツなのです。そういった中で、さらにプラスアルファすると先生が足りなくなると。

例え、合同チームのこちらとこちらで言ったところで、つくった以上は、そこに2名の指導者を置かないといけません。

そういったところも非常に教育委員会としてはネックになっている。

無理だ無理だばかり言っていて、申し訳ないのですけれども、今の現状からすると、そういうことなんですという説明しかできませんということで、ご理解いただきたいと思いません。以上です。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 先生の問題も、以前、千種議員の一般質問で答弁されていたので聞いているのですが、そこを外部指導員の登用というのか、そういうようなところで対応していけたらなということで、なるべく無理だと言わずに、もうちょっと考えていただきたい

いなと思います。

中学校の生活顧みてみると、やっぱり仲間と1つの目標に向かって一生懸命汗を流して頑張る。これがもう何ものにもかえがたい思い出、それから財産になっています。そういう意味では、やっぱり対外的なところで対戦、勝負しに行った時も、自分たちが佐用の代表だと、そういうふうなものを背中に背負って戦っていたように思います。

それが、佐用が好きだとか、そういうふうな郷土愛にもつながっていくのだというふう

に思います。
佐用に生まれてよかったなと思える教育、こういうふうな教育が今後も続いていきますように、これからもご指導よろしくをお願いします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（岡本安夫君） 加古原瑞樹君の発言は終わりました。

続いて、8番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8番 金谷英志君 登壇〕

8番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、3点、県道154号千種新宮線の拡幅を県に要望をと、再生可能エネルギーの基礎調査に支援、それから、司書教諭配置についてお伺いします。

まず、最初に、県道154号千種新宮線の拡幅を県に要望をの件で質問いたします。

県道千種新宮線の本町域の拡幅については町合併後、要望してきたところですが、現在の進捗状況は真宗地内・岩崎付近が着工され、それに合わせ町道橋・岩崎橋の移設拡幅工事が現在行われています。本町域では、ほかに真宗・問村、志文・明尾橋付近が狭く車両のすれ違いが困難な状況です。明尾橋付近については、豪雨によって道路が冠水するところでもあります。また、宍粟市域では佐用町境から葛根まで狭い道路が続いていますが、土万・葛根交差点は、先日拡幅されました。

そこで、お伺いします。

防災上の観点からも県道千種新宮線の本町域の早期拡幅の県への要望が必要ではないか。町長の見解をお伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

県道154号千種新宮線の拡幅についてであります。

ご質問の県道千種新宮線は、三日月地区国道179号から、宍粟市の千種をつなぐ唯一の県道で非常に重要な路線であります。未改良部分が多く残っておりまして、合併前の旧町からも順次改良されてきているのですけれども、まだ十分な改良ができておりません。

町といたしましても、合併後、地元とも連携し、県に対しまして、早期の改良要望を重ねてきたところでございます。

その結果、今、金谷議員がお話のように、真宗地内岩崎橋付近、ここの改良について社会基盤整備プログラム、県は大規模な改良事業、こういう事業につきましては、5年ごとに見直していく、10年間でローリングしていくのですけれども、社会基盤整備プログラム

というのを立てて、それに基づいて、こうした事業をしされていくわけでありますが、この件について、今回、社会基盤整備プログラムに掲載をいただいて、町といたしましても、その改良地点にあります岩崎橋、これの架けかえ工事を先行して行いながら、県の県道拡幅工事の支援をしてきたところです。

29年度には、県としても右岸側の護岸工事が行われる予定になっております。本年度から詳細設計が既に行われておりますので、右岸工事が行われ、そして後、拡幅する左岸が、次、引き続いて行われるという予定となっております。

町道橋でございます岩崎橋の架けかえ工事につきましては、先ほど、お話しさせていただきましたように、本年度町が先行して橋梁の下部工事を先行して、次、29年度には上部工や取合いの道路工事、これの工事の予定をしているところでございます。

防災上の観点からも県道千種新宮線の本町域の早期拡幅の県への要望が必要ではないかということではありますが、先ほど申しましたように、継続してずっと、この要望をしているわけでありまして、その要望箇所、どこが全て2車線で早くつながっていけば一番いいのですけれども、いっぺんにできませんので、そうしたすれ違いが困難なところ、視距が悪いところ、そういうところの、できるだけ早く優先的にやっていただきたいところというのを、まず、要望をさせていただいておりますので、この件については、毎年8月ごろに、佐用町と宍粟市、関係する自治会と一緒に構成して、県道千種新宮線の改良促進協議会というのを持っておりますので、その総会が開催をされて、そして県に対して、そうした要望を毎年繰り返し行っております。

その総会に、その要望にあわせて、当然、現地の踏査も、これも県の担当者等も立ち会いをさせていただいたりして、踏査を行ってきております。

昨年も宍粟市との町境から国道179号までの間で、そうした懸案になっている、特に懸案になっている箇所について、現地で状況を見ながら要望を行ってきたところでありまして、明尾橋付近ですね、この件については、町道橋であります明尾橋自体も非常に高欄も簡易なもので、非常に幅も狭くて、この架けかえも早くやらなきゃいけないということを、町としても考えておりまして、それを行うためには、この付近の道路改良を一緒に行わないと橋の架けかえだけを行うということは、これは非常に、実質橋を相当高くしなきゃいけませんのでできません。

そうしたところ、それから、先ほど、議員がお話のように、真宗の問村の付近の拡幅ですね、それから、岩崎橋については、大体今、そういうことで工事行っておりますけれども、一番大変なのは国道179号との分岐点ですね、田此橋の付近、この改良工事というのがあるのですけれども、ここは非常に家も民家も密集しておりまして、なかなか、この部分を改良するというのが難しい状況ですけれども、そうした見通しの悪いところがあります。

179号との分岐等については、この線が本来、この154号というのは、国道からの直接分岐するのですけれども、今、味里のほうからあるような道路がある程度整理がされておりますので、そういう、将来的には、そういうところまで全部拡幅して整備をしていかなきゃいけないと認識を持っておりますけれども、そこよりかは、上流部のそうした明尾橋付近や問村のほうとか、それから宍粟市との町境、そういうところを、まず優先して、改良をしていただきたいということで考えているところです。

私も、光都土木の所長や、また副所長、それぞれお会いしているために、機会があるごとに、この路線の改良については、優先事業として、できるだけ早く継続して事業を行っていただきたいという要望、これは直接、要望をさせていただいておりますので、県としても、そういう状況については、十分に把握をさせていただいております。

町内には、ほかにも、それぞれ、そういう改良が必要な箇所というのは、次々とあるの

ですけれども、そういう箇所も含めて社会基盤整備プログラムへの継続した掲載をしていただき、早期の完成を目指したい。この千種新宮線の改良促進協議会とも連携しながら、強くまたお願い、要望をしまいたいと考えておりますし、県のほうの所長のお話もいっぺんにはできないけれども、そうした岩崎橋を、まず、改良し、それに引き続きながら次の箇所、その改良に取り組んでいくというような、私にお話をいただいておりますので、そういう形で継続して改良事業を進めてまいりたいと、お願いしてまいりたいと考えております。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長、引き続き県の基盤整備プログラムに則ってもやっけて行かれる、今までもされてこられたわけですが、これ全体の沿線見ますと、起点は角亀辺なのですね、角亀から 179 号線通って田此。田此から入って、今度、土万。土万から、今度、千種へ抜けるのは、大沢の谷を通るのです。それ通って、それで鷹巣。鷹巣通って、今度、黒土のところまで、それが千種新宮線ですから、その点で言えば、先ほど、町長言われたように 179 号線から角亀結ぶ。これテクノ結ぶ線。元々はそうだったのですけれども、テクノについては、町長言われたように、味わいの里からローソンの市ノ上のところから行きますから、改めて、そこを改良するということではなしに。

それから、土万の大沢の線についても、三河通って、今度、黒土までは、十分、県道は 2 車線で整備されていますから、県道の 154 号線の私は実質残っているというのは、佐用町域の志文谷の線だけが整備するのに残っているのだと思うのです。促進協議会なんかでも全部千種の、宍粟のほうも入れて話はしますけれども、実際に拡幅については佐用町域だと思うのですよね。

この線については、元々、暮らしの道づくりでも県としても位置づけて、それから基盤整備のところでやられてきた。合併前から、そういうふうにやられてきたわけですが、ですから、重点的に町長言われたように、ほんまに重要なところですから、それで、工事自体も、私は、そんなに岩崎いうところは、ほ場整備に合わせて土地も譲るようになっていきますから、河川の移動もできていますから、ここについては、それほど難しくないということですから、ある程度地元の協議も必要かと思うのですけれども、そういう町長の方針も含めて、地元と、こういうふうにするかということも、協議、私、必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この路線は、先ほどお話のように、非常に複雑な、ずっと長い距離なのですから、そこそこで改良もされてきたり、ほかの路線で十分間に合うようになってきているのですけれども、佐用町内だけではなくて、一部、宍粟市との町境ですね、あそこがずっとまた狭いところがあります。そのへんは、三河線とのつながりから、今言う佐用町内のところ、ここが非常に改良が遅れてきているということ、この認識のもとに、そうした要望を行ってきているところでは。

そして、地元のほうの話も、例えば、用地が非常に、なかなか協力がいただけないからとか、地元協力ができないのだからということで、私は、ないと思っております。

ただ、今回の岩崎橋のところもそうですし、明尾橋のところもそうなのですけれども、どうしても谷合の道を走っております、一番、拡幅すると言っても山側を、山と川とが接近しているところなので、そちらのほうへ拡幅する、その工事の規模が大きな規模になってくるのですね。

それで、今のやり方として、川を対岸のほうへ送って、そして道を拡幅するというような形をとられますので、県としても社会基盤整備プログラムに乗せるというのは、1億円を超えるような事業費の事業について、こういう計画のもとにやられますので、毎年、若干の数千万円のお金をかけながらとなってくると、なかなか、順番が回ってこないとか、事業が進捗しないという形なので、岩崎橋においても、以前から町の町道橋、あそこも非常に狭い、普通車が何とか通る程度の橋だったものですから、これ、合併後すぐに何とか、あそこを、対岸の家のほうも大きな救急車も入らないような道になっておりましたから、そうした町道を架けかえることも含めて、進めてきている。

だから、次、明尾橋についても、そういう考え方でやっていきたいと思っておりますし、まあ、地元との協議というのは、先ほど言いましたように、こうした促進協もあって、皆さん、それは早く、みんなで要望しながら事業を進めてほしいという、そういう強い要望も町も十分わかっておりますし、県のほうも状況としては、わかっていると思っておりますので、今のところは、そういう状況で前向きには進めて、私は、進んでいるというふうには認識をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） この問題については、町長も引き続き重点路線だということで、引き続きやっていくということで、そういうふうで、早期に拡幅ができるようお願いしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの基礎調査に支援をとということで、お伺いします。

町では、再生可能エネルギーへの取り組みは中山太陽光発電や今後計画している秀谷残土処分地での太陽光発電、赤穂・日本海水のバイオマス発電への木材の供給がされていますが、再生可能エネルギーとして本町には、ほかに河川、用水の小水力と風力があるように思います。

自然エネルギー市民の会代表、元立命館大学教授、元日本環境学会会長の和田 武氏の資料によりますと、小水力発電の地理論的資源賦存量は1,750万キロワット、導入可能量は1,444万キロワット、陸上風力発電の地理論的賦存量は13億4,310万キロワット、導入可能量は2億6,756万キロワットとなっています。

全国では、市民が共同で再生可能エネルギー発電の取り組みが広がっています。その基礎となるのが地域で発電事業が実施できるかどうかの調査です。

そこでお伺いしますが、地域で取り組む再生可能エネルギー発電に、基礎的調査の支援が必要ではないでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁お願いします。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの再生可能エネルギーの基礎調査に支援をということで、ご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきたいと思いません。

金谷議員からは、以前から、この再生可能エネルギーについてのご質問をたびたびいただいているわけでありまして、地球温暖化という、現在の大きな問題、地球規模の課題であると同時に地域社会の構成員として取り組まなければならない課題でもあるということで、本町におきましても太陽光発電やバイオマス発電への木材の供給など再生可能エネルギーへの取り組みを行っているところでございます。

このような中、三日月地域の真宗自治会におかれましては、地域の活性化のために小水力発電が活用できないかということで、現在、調査・研究がされております。

これは、兵庫県が行っております小水力発電による売電収益を活用して地域の活性化を目指す自治会などが、小水力発電の事業化に向けての勉強会や現地調査などを支援するという補助金、補助制度の採択を受けて取り組んでおられるものでございまして、専門家を招いて自治会内で勉強会を開いたり、実際に候補地を調査したり、先進地を視察するなどして、志文川の水流量で小水力発電の事業化が可能かどうかについて考えていこうというものでございます。

この3月中には指導を受けている専門家からの調査結果もまとめられる予定でございまして、その結果により事業化の可能性の有無が示されるというふう聞いております。

真宗自治会といたしましては、そこで、次の段階へ進むかどうかを判断されることになりまして、議員が質問の基礎的調査が、ここで言う次の段階になろうかというふうに思います。

具体的には、志文川の水流量があると言っても、年間を通して水流量があるかどうか？と言った1年を通じた水流量等の状況についての調査を行うというものでございます。

また、この結果により、何キロワットぐらいの発電が可能か、水流量だけじゃなくて、高低差ですね、そういうものを含めて発電の可能性、何キロワットぐらいが可能かというような問題と、それに合わせて、それにかかる事業費は幾らぐらい必要なのかと、そういう点を勘案して、これに伴う発電による収支、収益というは幾らぐらいが見込めるか。そして一番重要な、そうした中で費用対効果ですね、こういうことを考えた時に、小水力発電が事業として成り立つかどうか。これを最終判断することということなろうかと思えます。

行政の支援についてお尋ねでございしますが、第1段階の調査結果も間もなくまとまるということでもありまして、それによる自治会の今後の方針等をお聞きする一方で、近隣市町の取り組み等も参考にして、町としての支援の必要性ということも、当然、検討してまいりたいと考えております。

第1段階での調査で可能性がかなり高いということが示されてくれば、事業化の可能性が見込めるということであれば、当然、それについては、町としても、この支援、どのような支援を行えるか、こういうことについては、当然、検討はしていきたいというふうに考えているところであります。

3月の末までにということでありますので、それを待って、地域からも、自治会からもお話をいただきたいということで思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 町長、今、具体的に真宗地域で取り組んでいるということで挙げられましたけれども、それで、私もこれ参加したのですけれども、西栗倉村へ行きました。

西栗倉村では、まあまあ中国地方全体が、ずっと前に小水力いうのか、ダムをつくるのじゃなしに、小水力をつくった。戦後すぐから、そういうふうな中国地方全体が、そういうこと取り組まれてきていうことで、西栗倉村も、そういう中国山脈一帯の一部であるのですけれども、やっておられるのですけれども、新しく、西栗倉村でやられたのが、これは、環境面ではなくて、農山漁村地域整備交付金、地域用水環境整備事業いうことで、小水力に取り組んでいるということなのですね。やられました。

発電能力としては、大体5キロワットぐらいのものですけれども、それにしても流域面積が大分広いというようなことであつたのですけれども、志文川の用水使うという、ちょっと、それとは違うかと思うのですけれども、国のほうとしても、こういう農山村漁村の整備交付金というようなことのメニューも用意してやっているわけですから、それも踏まえた上で、町としても国がやっている、県も先ほど言われたように、県の環境部のほうで、その補助金もいただいて、真宗ではやりましたのですけど、そういうふうな国も県もやっているということで、町でもこれ、今、例を挙げて、具体的に取り組んでいるのは真宗ですけれども、本町のほかの集落でも、そういうふうなことをやれた場合に、県もやる。県と一緒にいうのか、そこらへんでも、制度自体が必要ではないかと。

今、具体的に取り組んでいる真宗だけではなしに、佐用町全体で、ほかの地域でもやれるような制度にしたらどうかという質問なのですけれども、その中で、先ほど町長言われた中間報告いうのが出ているのですけれども、志文川のコンサルに委託してですけれども、やったのですけれども、真宗の状況を言いますと、現在の用水路と河川までの落差については、今後の調査が必要だと。2から4メートルの落差が確保することができた場合には、発電出力範囲については、河川流量毎秒0.5から1立法メートル。これぐらい。それから、落差2から4メートル。水車の効率が約70パーセントで想定出力が7キロから27キロワット。中間報告ですけれども、これぐらいができるであろうと。

詳しいのについては…。今後の課題として、今、挙げられているのは、志文川河川水量の調査と、それから豊水期、水が多い時期、それから渇水期における堰堤の集水能力の調査や源流の水利権。それから、水利の状況の確認。各地点における高低差の確認。こういうことが課題として挙げられるということなのですから、今の状況は、真宗の取り組んでいるのは、こういうことなのですから、ほかの地域でも、こういうことが取り組まれることがあると思うのですけれども、その点について、町としての支援が必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 小水力の調査等を、基本的な調査等について、以前にも金谷議員から、そういう必要があるのではないかとご質問があったと思います。

ただ、その全体として、この佐用町のそうした小水力の可能性を一般的に見た時に、太陽光等とは、また違って、自然的条件、これが、そんなに小水力に適しているということとは言えないということ、私は申し上げたと思います。

私も当然、小水力、何カ所か、実際にやっておられているところも見てまいりました。

岡山県のそうした西栗倉のほうの状況、鳥取県のほうの状況、やはり非常に山がかなり大きい、高いですね。それで、年間を通しての河川の水量というのが、佐用町の河川と

の状況とは全然違います。ですから、なかなか、学者というのですか、学校の大学の先生なんか理論的には、風力にしても水力にしても、可能性、発電できる量というのは、相当まかなえるのだと、発展できるのだというふうには、理論的には言われるのですが、実際には、風力にしても多可町なんかでやられた例でも、ほとんど風が、年間通して安定した風がないということで、ほとんど発電の実績というのは上がらなかったと。

それと、設備費が非常に高くつくのですね。小さなのも、全部施設をつくってすれば、幾らかの発電は、当然、できるわけです。それを積み上げていけば、それはすぐに、それが1,000キロワット、2,000キロワットというふうになっていくのですが、しかし、その1キロワット当たりの設備費というのが、やはり水力というのは、かなり、風力もそうなのですが、大きな設備費をかけてやっても、実際に風力なんかでも、大きな、無理をした施設になりますから、ああいう突風が吹いて羽根が折れてしまったり、倒れたりというような事故が、損害が起きるわけです。

水力についても、水が安定してあればいいのですが、通常の場合、小水力の場合、河川のできるだけ近いところで、水をそのまま使うということになると、河川が増水した時なんか、非常に水害のおそれが高いのですね。

それをなくすということになると、水路から、河川からずっと用水なりで、安全な離れたところに発電施設をつくらなきゃいけないと、そういうことで、よそで、他で実施されているところというのは、元々ある農業用水、かなりのを利用してというのが非常に多かったですね。

ただ、農業用水を利用してと言っても、1年中水利権の問題があって、これもなかなか、どことも1年をずっと、そこに水を流して、安定した水を確保して発電をすることができないというようなことがあって、ただ、そうは言っても、条件が、全体としてはよくないというふうにも言っても、場所によっては、条件が、まあまあ何とか可能どころもあるという可能性はあるわけです。それは、私も否定しません。

ですから、そういう意味では、兵庫県で、まず、そうした小水力の調査ということについて、こうした制度を県がつくってくれておりますので、まず、地域で可能性のあるところがあれば、こういうものに真宗と同じように、手を挙げて、基礎的な、こういう調査をしていただくという、それが、可能性が、それによって、ある程度固まってくれば、これは、国の制度、いろいろな地域づくり、今の地域創生なんかも含めて、そうした事業費用を何とか捻出するための方策というのは、また、いろいろ研究をしていかなければならないと思います。

だから、町として、初めから、どこでも手を挙げてください。町が支援しますと、まず、最初から、そういう制度は、私は、ちょっと、この小水力については、今、実際に、そういう制度をつくるというつもりはありません。

まずは、県の制度を活用していただければと思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 今の買取価格の推移というのがあるのですが、16年度は事業用の太陽光で24円、住宅用で33円。風力は高く20キロワット未満でしたら、55円。水力が200キロワット未満で34円の買取価格ですから、これ、この価格の変動というのは、やっぱり普及してきたから太陽光は安くなって、普及せんから、風力は、やっぱり高い買い取りやと、そういうふうになるのです。

ですから、町長言われたように、事業費は風力についても莫大というのか、多額の事業費がかかりますから、なかなか風力に取り組みないというところがあるのですけれども、市民ファンドで取り組んでいる800件、多くは小水力と太陽光が多いのですけれども、市民ファンドで取り組んでいる、今、800件ぐらいが、フィット、その買取価格制度が始まってから800件の市民ファンドができて、市民太陽光発電なり、発電事業に取り組んでおられるというのですけれども、その中でも、やっぱり、町長は、学者は、そういうふうな、理論上は、そういうふうな賦存量は出すのだと言われるのですけれども、理論上はある中で、やっぱり風力も賦存量があるということで、それから発電能力もあると見込まれているということで、風況調査なんかも、私は、必要な。年中の簡易な風力の風力とか、年間どれぐらいの風の風力があるのかということも、調べられるような、それはあまり事業費がかからないですから、基礎的な資料については、そういうふうな、県の事業で、そういうふうなのがあればいいのしょうけれども、そういうふうなのが、町としても基礎的な調査については、やりますよ。制度、手を挙げるかどうかは、別問題として、町としては、こういう自然エネルギーの基礎的な調査はしますよというぐらいの、私、制度は必要かなと思うのですが、再度いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、それぞれの地域の自然、気象状況というのは、ある程度、長い間の経験の中で、風の強い地域、また、安定した方向で風が吹く地域とか、そういうのはわかるわけです。

それから、水の水量についても、皆さんもずっと経験してきて、1年通して水が、河川の水量がどれぐらいかというのは、これは、そうした専門業者なりに頼んで調査するまでもなく、まずは、概略はわかると思います。

ですから、特に風力等については、今、風力発電所ができてるところというのは、皆さんもご存じのように、兵庫県では、ああして淡路の一番南下のほうですね。やはり海辺でそうした西風なりが安定して吹いているところ。日本海側ですと、鳥取県、島根県、そうした日本海からの風の吹くところ。そういうところが、やっけていて、そこでも、それほど安定した収益上げているかといったら、なかなかそれは、そう簡単なものではない。

逆に、強い風が吹きすぎてプロペラが飛ばされてしまったり、大きな損害が出ているところもあるわけです。

だから、佐用のように内陸部でこうした盆地、基本的にはぐるり囲まれて、北側からは、そんなに強い風は入って来ない。南側からのそんな風もない。非常に日本列島の気象の中では、風の風速が、これは弱いところです。

だから、そのへんは、だいたい気象庁なりの天気予報なんか見ても、そうした風の風速幾らというのが出ていますけれども、海上では、ほとんどが10メートル、15メートルでも、こちらでは、5メートル以下とか、そういう風ですから、それは、そののだいたいの可能性を見ながら、同じ視点、再生可能エネルギー、自然エネルギーと言っても、その自然条件、気象状況、こういうのを、だいたい勘案しながら取り組んでいくべきだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 科学的な、日本全国の地図の中で、風力の関係で見た、碁盤の目に、ずっと細かく碁盤の目にわけてずっと、そういうふうな風況調査の見たことありますけど、そんなに、そうかなと。科学的な根拠はどうかと思うのですけれども、奈良県の東吉野いうところで小水力発電に取り組んでおられるところがあるのですけど、これ13年に村の有志が東吉野村小水力利用促進協議会をつくって、それで、この14年に株式会社化して、発電所は今年度中いうのか、昨年ですね、昨年度中に完成予定…今年度ですね。28年度中に完成と、そういう運びになっているのです。

その中で、どういうふうな、地元有志の方が初めに取り組まれていたかという、自然エネルギーを利用して、新しいエネルギーをつくる。これは、利益を得るのが目的ではない。発電で得た利益は村のために使う。水資源で地域の限界集落化に歯どめをかけ、地域活性化を図るのが目的である。

こういうふうな、投資した額もまた、それに見合うだけの利益が上がることも大切でしょうけれども、この取り組みの、元々は地域の活性化を図るのが目的だということですから、佐用町内でも、こういうふうな取り組みをやるとか、自然エネルギーを使った地域活性化に取り組もうというところについては、やっぱり支援をしていていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

司書教諭配置の検討についてですけれども、文部科学省は、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議を昨年10月に開催し、これからの学校図書館の整備充実についてを取りまとめています。この報告書では学びを効果的に進める基盤としての学校図書館の役割、図書館資料の充実、司書教諭及び学校司書の配置充実や資質向上の重要性を述べています。

また、総務省が今年1月25日に開催した都道府県財政課長等会議を掲載した2月3日付、自治日報には、学校図書館の整備。図書経費や新聞経費、人員配置について交付税措置を拡充する。それぞれの地域の実情を踏まえた上でだが、こういった交付税措置を使いながら、学校図書館を活用した読書活動、学習にしっかり取り組んでほしいと記載しています。

司書教諭の配置については、昨年9月議会で私の一般質問に教育長は、司書教諭の重要性は十分承知している。予算面のことが大きい。今後も検討しておきたいと回答されています。

司書教諭配置の検討はどのようにされたのでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

金谷議員からの司書教諭配置の検討は、どのようにされたのかというご質問にお答えします。

昨年9月の議会でもお答えさせていただきましたように、教育委員会といたしましても、学校図書館を活用した学習や読書活動は大切だと思っておりますので、学校と町立図書館の職員とのさらなる連携、学校図書館を有効活用している教育実践の研究発表会等へ参加を行うなどして、教職員の意識と指導力の向上を図るなどして、学校図書館の有効利用に

取り組むように指導しているところでございます。

町の図書館との連携において、小学校では、各学期に1回ずつの図書館の本の貸し出し、お話し会を通して、学校へ図書館司書が出かけて連携しております。その時に学校の図書館運営等についての課題があれば具体的な相談に対応できるように努めております。

また、学校の図書購入時においても具体的に相談に乗って、推奨する本を紹介したり、学習に必要な本を図書館が取りそろえたり、学校へ貸し出しをするなどの支援を行ってところでございます。

今後、例えば、訪問回数等を増やすということで、学習に役立つ資料をより迅速に提供したり、町の図書館の書籍を具体的に提供したりして、より有効活用できるようにするなどして、要は、学校図書館と町の図書館の情報を把握する者を育成する。そして、町立図書館に学校図書館の活用促進の係を設けるなど、さらなる連携の充実を考えていきたいと、このように思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 司書教諭の役割について、東京学芸大学の非常勤講師の村山正子さんが、こういうふうに述べています。司書教諭は、司書や情報と教員、生徒を結びつけることが仕事である。司書教諭の校内の教育活動把握から学校図書館は始まると言ってよい。各教科の年間計画や活動予定を把握し、学年や教科担当と相談しながら、活動例やワークシートなどを提供していく。授業は教員が考え、司書教諭が相談に乗る。学校司書は、それを受けて蔵書管理、資料提供、レファレンス等の授業の支援を行う。生徒の委員会負担は司書教諭や学校司書と相談しながら生徒会活動の指導を行う。専門を重視して、それぞれの立場で協力し合い、連携がうまくいった時、学校図書館の活用が充実していくこととなる。こういうふうに載っております。

この司書教諭と学校司書の役割の重要性について、こういうふうに述べていますけど、この点について、いかがですか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今、議員おっしゃるとおり、本当にそういう形の配備がされれば最高ではないかなということは思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 司書教諭の配置について、2014年に文部科学省が学校図書館法の一部を改正する法律の交付についてという通知が出されました。

その中の留意事項として、司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における

司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。というふうに述べているのですね。

こういうふうな、文部科学省もこういう重要性もあって、先ほどの質問でも言いましたように、交付税措置までして、こういうふうな司書教諭の基準は 11 学級以下、2 クラスになっても、こういうふうな司書教諭の重要性があるから取り組みなさいよと。計画的に取り組みなさいよということなのですから、この計画的には、どういうふうに取り組んでこられたのでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 現在、12 学級以上には、当然、司書教諭は置いております。12 学級以上のは佐用小学校だけですので、ただ、現実問題としまして、今現在の佐用町内の教職員の中で、司書教諭の免許、要は、ご存じのように、教員の免許だけじゃだめなのですよ。そのかわり司書の免許だけでもだめなのですよ。司書教諭という、また、別の免許があるわけですから、それまでを保有している職員を、なかなか集めるとなると、非常に現状としては、難しいところがあります。正直なところです。

どんどん、今、児童数もクラスも減ってきている中で、どんどん職員を採用が、今、できていない現状もありますので、今後、採用に当たって、そういったところにも考慮してはいきたいとは思いますが、実際問題として、優先順位となると、なかなか非常に難しいところがあるというのが現実です。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 優先順位やいろいろと言われるのですけれども、優先順位を上げていただきたいと、そない思いますね。

今、兵庫県の司書教諭の発令状況というのを見ますと、12 学級以上というのは、これは 100 パーセントです。これは決まっていますから、100 パーセント発令されています。

11 学級以下の学校については、兵庫県では学校数は 301 校。司書教諭の発令校数が 30 校。ちょうど 10 パーセントぐらい。こういう状況なのですけど、この点で、県ごとに言いますと、岡山なんかもっと高いらしいですね。

県下で、こういう状況ですから、佐用町も、それに習っているということにはなるかと思うのですけれども、佐用町の姿勢として、こういうふうな 11 学級以下の学校についても取り組みますと。

先ほど、言いましたように、司書教諭、学校司書の役割は重要ですから、先生だけに、中で運営しているのじゃなくて、重要な役割ありますから、やってほしいと思います。

それから、中学校について、先ほど言ったのは小学校ですけれども、中学校の兵庫県下の状況を見ますと、11 学級以下は、学校数が 143 校あります。それで司書教諭の発令が 37 校、25.9 パーセント。中学校は全体の数が少ないですから、全体の割合としては 25 パーセント。26 パーセントぐらいになるのですけれども、これでも、やっぱり、ほかの学校でも、市町村の自治体でも 11 学級以下でも取り組んでいるところがありますから、こう

いうふうなことに、やっぱり計画的に再度取り組んでいていただきたいと思うのですが、その点の教育長、決意のほどをお伺いします。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） まあ、仰せのとおりなのですけれども、近隣のほうの、この前、研究会行かせてもらいまして、近隣の状況も見てきたのですけれども、司書教諭の免許を持ってはおるけど、当然、教諭ですので、どうしても、それだけに特化した形で、日々の学校生活を送っているわけではないというのが、正直現状です。当然、クラス担任もし、しながら。小学校の場合ですね、クラス担任もし、しながらですので、なかなか、それだけには難しい。

今のところでは、佐用町におきましては、町の図書館との連携ということなのですが、現実見ましても、図書館も非常に満杯になっておりまして、今現在、小学校と、町の図書館の訪問なのですけれども、ざっと 90 日以上ですね。年間 200 日ありますから、半分以上は、図書館の方に来ていただいております。小学校、全部 6 小学校の中でね、そういった中に、さらにこれを重複させる。増大させようとする、今度は、町の図書館のほうも、ちょっと、いっぱい入っておりますので、その際、いつもいつも、50 冊以上の本を持って来ていただいて、そして、大半が、子供が、それを借りて帰るというような現状。当然、学校の図書館も使っているのですけれども、それ以上にもやっておる。そういった現状でありますので…。

ちなみに、保育園のほうにも、毎月、図書館司書の方は行っていただいていると。

ですから、どんどん、これまで以上に町立の図書館の司書と学校とが非常に連携をとっている、私としては、さらなるこの充実を高めていけばいいかなというふうには思っておりますのですけれども、いかがでしょうか。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 図書館司書と連携して、むしろそれでだったら、今の町立図書館司書の仕事が増えるということで、学校には、学校なりの司書教諭の、先ほど言いましたように、役割が、重要な役割があるわけですから、第 5 次の「学校図書館図書整備 5 か年計画」これ 29 年、来年度から 5 か年計画で確定しました。この計画確定しているのですけれども、その中で、今回の措置では、小中学校の学校図書館整備費、学校図書館への新聞配達、学校司書の配備等が増加して、さらに学校司書の配置が 5 か年計画に位置づけられた。

今までは、小中学校等のおおむね 2 校だったのですけれども、1.5 校に 1 名程度の配置をする。学校司書配置、国の予算ですけれども、1,100 億円。こういうふうなことが、第 5 次の「学校図書館図書整備 5 か年計画」に上げられています。

こういうことから、財政的に教育長が予算組むわけではないですから、財政的な、そういうところがネックだと 1 つはあるのでしようけれども、町長、この点で、財政的には交付税措置もされるということですから、司書教諭、それから学校司書の配置、国のほうとしても 1,100 億円を見込んで、1.5 校に基準を緩和しているということですから、財政

的な措置は、これでいけるかと思うのですけれども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 学校の教員は、これは町の職員ではなくて、当然、県費、国費で採用をしているわけです。そういう形で、当然、その学校教育の中で、司書教諭も必要であるということであれば、きちっと国が、交付税措置というような形ではなくて、教員の採用をしていただくということが、これは原則だと思います。

私は、先ほど、教育長も申し上げましたけれども、町立の図書館と学校図書と、その役割とか、そういうのは違うと言いながら、私は、子供たちが、いろんな書物、いろんな情報に触れる。読書、図書を活用すると。これは、子供たちも町民であり、町立図書館の役割というのは、それを担っていくというのは、これは私は、大事だと思っていますし、佐用町には、こうして町立図書館を設置して、相当、子供たちへの必要だろうという情報、本ですね、優良図書、また、いろいろな新しい図書というのを、毎年購入をしておりますし、その中で、町の図書館の職員が、子供たちに、ぜひ読んでほしい。また、こういうのを与えたいというような本を選んで学校にも訪問しながら活動をしてきております。

学校に名目上、例えば、免許、そういう司書の資格がある方だけが配置されたとしても、なかなか学校だけで、専任で図書館司書として活用しようとしても、学校の規模の図書館だけでは、なかなか難しい点もあると思いますし、ですから、佐用町には、そういう図書館があるということが、もう前提になって、そして、これ当たり前のように、皆さんも思われるかわからないのですけれども、私も先般も、そうした同じような九州のほうの町なんかで状況を見ますと、町立の図書館を、そうした持っているような、全ての町が持っているわけじゃないのですね。持っていない町のほうが多いですよ。大きな、こうした形での、きっちりとした職員置いてですね…。

ですから、佐用町の場合には、それが今、できてありますので、確かに、限られた人員で、できる範囲というのは、何もかにもができるわけじゃないのですけれども、今の活動は、他の町の状況と比べると、かなりそういう面では、活発な、そういう活動がされているということだけは、ご認識をいただきたいなというふうに思います。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 町長、町立のその図書館と、司書教諭の役割は、全然違うのですよ。

先ほど言いました、文部科学省通知の留意事項にあるのですけれども、多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ることというふうにあって、ですから、町立の図書館の司書と司書教諭、それから学校司書、全然役割が違うのですよ。

ですから、その点の授業の学校運営の全体にかかわる司書教諭なのですよ。

ですから、今、養護教諭があります。養護教諭みたいな位置づけで、学校運営の中に位置づけられている司書教諭なのですよ。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） 全く同じとは言いませんが、それが、それじゃあ、全く役割が違うのかというと、私は、そうした図書館を活用しながら、いろんな知識を吸収していく、教育をしていく上での活動としては、そんなに学校の司書教諭が、町立の図書館の司書とは全く違うというような、そんな分け方はする必要ないと思いますし、確かに、学校教育の中で、図書館がどういう役割を、今、しているのか。私は、なかなか図書館だけを使って学校教育しているわけじゃない。一番は、教科書というものがあって、教科書をしっかりと学習していけば、一番それが根本になります。それに補足して、図書館というものを活用していくわけですから、それは、やはり学校の先生方も、そうした基本的な、特に小学校の教育と中学校義務教育等ぐらいにおいては、司書教諭が持っている知識ぐらいの知識というものは、先生方も当然勉強をされているというふうにも思いますし、また、していただく必要もあろうかと思えます。

ですから、大きな学校になってくれば、図書館のほうの規模も違うと思えますし、国においても、そういう規定がされているということですから、そうした全ての学校に図書館司書を配置する。先ほど、一番最初にご質問であります財政的にどうなのかという話ですから、そういう財政的にも1人の司書を別個に配置をしていく、そんな交付税で措置がしてあるのだと言われても、それは、交付税で措置がされるのだったら、国のほうで、きちっと、そういう定数の中で措置をしていただければいいのであって、今のようなか状況の中で、町が全ての学校に司書教諭が必要だと。これが絶対に必要だという理論が、ちゃんとあって、学校教育にとって欠かすことができないというふうに、まず、言われるのであれば、それは町としても検討はしなきゃいけませんけれども、今の状況では、私は、そうしたことは、町としてはできないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 理想は、全小中学校に司書教諭の配置というのは理想でしょうけれども、文科省の通知でも言っていますように、1.5校に1人ということですから、そういうふうな、とりあえずは、それぐらいな、もっと譲って、佐用町に、中学校に1人、小学校に1人というぐらいで、全体の各学校との連携を司書教諭がとってという形にしたいのですけれども、町の図書館の司書と、やっぱり司書教諭とは役割が違うのです。

教育長は、図書館の司書と、司書教諭の役割は、どういうふうに認識されていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今も、話ずっと同じことを、私は言っているつもりなのですが、話、ちょっとそれですけれども、一番理想的なのは、図書館に司書教諭、学校の司書教諭を置いていただいて、そこで学校との連携をしながら、各学校に回っていただくと。1つの学校に置くのではなくって、町立図書館というものを1つの媒体として、そこから動き出すというような形が、一番、今の段階ではいいのなかということは考えておるわけ

ですけれどもね。

だから、今、言われるように、司書教諭はあくまでも教諭ですから、指導の立場になりますよね。司書は、いろいろな形でアドバイザーですよ。私、そのように捉えております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 司書教諭、やっぱり専門的な教育の中で、学校運営の中の1つの、やっぱり教師としての位置づけが、私、司書教諭だと思うのですけれどもね、ですから、文科省の通知にもありますように、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、専らです。専らとして、学校司書を置くというふうになっています。

国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。町立のやっぱり図書館の司書とは、位置づけが違って、専ら学校図書館の職務に従事するというふうに規定されていますから、そういうふうな、今、教育長言われるように、譲って、今の現状でも町立の図書館の司書で司書教諭の免許を持っている方がおられるというふうに聞いているのです。その人が、やっぱりほんなら、司書教諭としての学校の運営というふうに、今、兼務しておったら、今、図書館司書との業務との兼任ということは、なかなか、私、それは忙しくてできないと思うのですけれども、今現実に司書教諭の免許持っておられる方おられますから、その人が、専ら学校との業務にかかわるような、そういうことが、とりあえずは、できる（聴取不能）。

教育長が、今、司書が、司書教諭の連携をとってということは、そういうふうなことは、ほなできるとお考えでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今、先ほど申しましたように、これまでも、各小学校と 90 何日やっておるので、これをさらなる充実をさせようとする、なかなか、今の状況では非常に厳しいので、さらなる増員をしていく必要があるのかなということは思っております。

これも次の年、さらに考えていかなければいけないのですけれども、実際問題、学校という現場の中で司書教諭を授業なしで、極端にいきますよ、授業なしで置くとなると、非常にある面、町内、佐用郡内においては、非常に難しいかなというのも、規模は小さすぎますので、ですから、今、金谷議員がおっしゃられたように、全ての学校の中で1人とかいうような形で考えていくと、今度は、その人の配置を、私は、1つのAという学校に置くのではなくって、図書館に置いていただいて、全て、そこのパイプを強くする。そういう方向のほうが、今の中ではいいのかなというふうに考えているということです。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 現状そういうふうに捉えているので、私は、それでも司書教諭とし

て、1人置くと。町立の図書館の司書ではなくて、司書教諭として（聴取不能）。その第一歩としては、それがいいのかなと思います。ゆくゆくは、そういうような交付税措置もされる。それから、文部科学省の通知にもありますように学校司書、司書教諭の充実を求めてやっていただきたいと思います。質問終わります。

議長（岡本安夫君） 金谷英志君の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休息をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休息をとり、再開を、午後3時40分までとします。

午後03時23分 休憩

午後03時40分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、一般質問を続行します。
続いて13番、平岡きぬゑ君の発言を許可します。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君） 13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、子育て支援の充実をの1点について、質問を行います。その中で1つ、就学援助の入学準備金支給は入学前に実施を。それから2つ目に学校給食費の無料化を。3つ目に乳幼児医療費無料化の充実を。この3点について子育て支援の充実を求めます。

まず最初、就学援助の入学準備金支給は入学前に実施をとして、全国的に17歳以下の子どもの貧困率は、16.3パーセント。これは、厚生労働省が2014年7月発表した数字です。6人に1人が貧困状態と過去最悪で、大きな社会問題となっております。

文部科学省は、昨年5月の文教科学委員会で就学援助制度の入学支度金支給を必要な時期に必要な額を支給するよう市町村に働きかけると答弁しています。それを受けて兵庫県は、昨年12月26日に各市町村に通達を出し、周知徹底しているということですが、実態はどうなっているのかを伺います。

その①つとして、佐用町の就学援助制度の趣旨及び申請手続きについて、「保護者に対し広報などでおこなう」と国の通達はなっておりますが実態はどうですか。

②、入学準備金の支給を入学前の3月に実施している自治体が全国で少なくとも約80市区町村あると新聞で報道されました。事務手続きの見直しでできることであると思いますが、その実施を求めたいと思いますが、町の考えを伺います。

③つ目、就学援助の認定基準は、生活保護基準切り下げに連動せず、認定率を引き上げることについての見解を伺います。

2、学校給食費の無料化についてです。若い世代の定住や転入に効果を期待し、学校給食費の無料化が全国で広がり全額、あるいは一部負担を合わせると417市区町村に広がっております。全額補助の実施を佐用町でも求めたいと思います。いかがでしょうか。

3つ目に、乳幼児医療費無料化の充実についてです。

①、所得制限なしの自治体は1,402、制限有りは339自治体です。これは、平成27年4月1日現在、実施している1,741自治体となっておりますが、そういう実態です。佐用

町では、所得制限を行っております。その対象者は何人でしょうか。ぜひ撤廃をしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

②つ目に、中学卒業までの医療費無料化実施自治体は、入院で 1,200 自治体、通院で 996 自治体となっております。さらに 18 歳まで年齢を拡大する自治体は通院で 269 自治体、入院で 286 自治体と広がってきています。年齢 18 歳までの年齢引き上げを実施すべきだと思います。町長の見解を伺います。よろしくご回答お願いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

子育て支援の充実をという点で、3 項目についてのご質問をいただいております。それぞれ順次お答えをさせていただきますが、1 項目目の就学援助の入学準備金支給を入学前に実施をということですが、これは、教育委員会が実施しておりますので、教育長から答弁したほうがいいのかもかもしれませんけれども、子育て支援の充実全体の中で、私のほうから、まずは答弁をさせていただきたいと思います。

佐用町の就学援助制度の趣旨及び申請手続きについて、「保護者に対し広報などおこなう」ということで国の通達はなっているが、実際の周知について実態がどうなっているかということではございますが、まず、最初に確認をさせていただきますが、国の通達につきましては、平成 12 年 4 月 1 日に施行されました地方分権一括法により機関委任事務が廃止をされて、通達という概念がなくなっておりますし、就学援助制度につきましては、議員もご承知のとおり、佐用町は、佐用町立小中学校児童生徒等の就学援助に関する規則により、法に基づく自治事務として、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、町立小中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的に行っております。

また、本町の制度は入学準備金ではなくて、就学援助に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号の新入学児童生徒学用品費として、新入学児童生徒として確定後、各学校から対象保護者へ支給をいたしております。

1 点目の本制度の周知方法の実態はとのご質問でございますが、毎年度、文部科学省が県を經由して調査実施をされ、ネット等により公開をされているところではありますが、本町においては、その実態を次のように回答をいたしております。

就学援助制度の周知方法として、自治体の広報誌等に制度を記載し、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布、また、各学校に対して制度を書面で周知するをいたしております。

2 点目の入学準備金の支給を入学前の 3 月に実施している自治体があり、事務手続きの見直しによって、そのような実施を求めるとのことですが、まず、事務手続きにつきましては、本町として就学援助に関する規則の趣旨であります町立小中学校における義務教育の円滑な実施に資するよう、その事務手続を進めておまして、在学や該当費用の確定後、その実費を速やかに各学校から保護者へ支給をいたしております。

その実態といたしましては、新入学児童生徒学用品費につきましては、従前は学期末ごとの支給をいたしておりましたが、平成 28 年度からは、当該年度予算の執行が可能となった 4 月に、その事務処理における留意点等を通知し、できる限り速やかに支給をすることといたしております。

また、比較的多くの費用を有する宿泊を伴う校外活動費や修学旅行費につきましては、

実施前にそれぞれ概算払いをし、実施後、精算払いをするなど、支給方法の工夫と速やかな支給に努めているところでありまして、学校からも義務教育の円滑な実施に支障が出ているなどといったことは、現在、お聞きいたしておりません。

3点目の就学援助の認定基準は、生活保護基準切り下げに連動せず、認定率を引き上げることについての見解はとのことですが、まず、生活保護基準の切り下げとありますが、それは、生活扶助基準の見直しのことであろうかと存じます。本町におきましては、9年間の義務教育期間内における同一認定保護者への影響や新たに就学援助を受けられる保護者に対し不均衡が生じないように、見直し前の基準を採用しているところでありませ

す。次に、2項目目の学校給食費の無料化をということで、無料化等も全国的に、だんだんと広がってきているが、全額補助の実施を求めるとのご質問でございますが、議員もご承知のとおり、学校給食は、学校給食法に基づき実施をしているところで、その経費の負担につきましては、第11条に次のように規定されているところでありませ

す。第1項には、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすると。その政令で定めるものとは、学校給食法における学校給食の設備、また、学校給食に従事する職員等のものが規定されているわけでありませ

す。第2項につきましては、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法に規定する保護者の負担。学校給食に要する経費は、それぞれ保護者の負担ということになっております。いわゆる、施設なり設備、また、人件費、これは設置者が負担をし、食材費のみを保護者が負担をするということでありませ

す。そうした中で、そういう規定があるわけですが、佐用町においては、給食費に係る保護者の負担の軽減につきましては、佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業補助金交付要綱を制定をさせていただいて、その目的でありますように学校給食において地域生産の農林水産物及び加工品を積極的に活用し、それらの消費拡大及び生産性の向上を促進するとともに、児童生徒等への食育の推進及びその保護者の給食費の負担を軽減するために、それらに要する食材費相当分を補助し、給食の質的向上、また、農林水産業及び商工業の振興並びに子育て支援施策の推進を図ることを目的として、現在、実施しているところでありませ

す。要するに、これまでの学校給食における食材費の半額の補助と、また、質的向上、地域内での生産物にかかる費用、それに要した費用を全額町が負担をしているということでありませ

す。学校給食の実施方法は、そうした中で佐用町学校給食センター条例第4条に定める学校給食センター運営委員会の審議内容を踏まえて、児童生徒の食育の推進及びその保護者の負担を軽減するために必要な経費相当分を補助しておるところでありませ

す。先般、学校給食の運営委員会も開催されて事業計画が提出をされておりますが、そうした町としても取り組みを始めているところでありませ

す。これは、学校給食の無料化ということですが、その無料化のみを段階的に進めているものではなくて、基本的には、やはり保護者が学校給食の食材費等負担をしていただくということが原則であります。先ほど、申し上げましたような趣旨、町内の農産物、そういうものをしっかりと地域内でも消費ができるように、そして質的な向上を図るということも含めて、取り組んでおりますので、その趣旨を十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、乳幼児医療費無料化の拡充についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

まず1点目の所得制限なしの自治体が1,400に、制限ありが339となっているというこ
とで、佐用町で所得制限対象者は何人か。また、その撤廃を求めるとのことと、また、
2点目の18歳までの年齢引き上げを実施すべきだと、その見解ということについてで
ございますが、それぞれ合わせて、これを答弁させていただきたいと思います。

乳幼児等医療費助成制度につきましては、一定の要件を満たす方が、病気やけがをして
医療機関等を受診した場合に、医療保険における自己負担の一部を県と町とで公費負担す
るという兵庫県の福祉医療制度の一つでございます。

乳幼児等医療費助成制度と同様の制度は、全国の都道府県で実施をされておまして、
対象者や所得制限も都道府県や市町村によって異なっている現状でございます。

兵庫県の制度では、所得制限や一部負担金がありますが、これまで佐用町では所得制限
を緩和して、完全に無料化として早くから取り組んでまいりました。

ご質問の乳児医療費無料化につきましては、これまで、高額の所得者について一部負担
をしていただいているわけでありまして、この世帯というのは、現在20世帯、児童数で
31名という少ない人数、対象者であります。

そういうことで、高額の所得者については、そうした一部負担があっても、さほど問題
はないのではないかと、考えておりましたけれども、3月議会の初日の私の政
策方針で、施政方針でもお示しをさせていただきましたように、将来を担う子供たちを育
てる教育と、子育て環境の取り組みをあわせて推進したい。その中で、29年度には、所得
制限を完全になくして、その制度を拡充したいというふうに思って、そのように考えてお
ります。

今後、6月の議会におきまして、改めて条例改正を上程させていただく予定であります
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、対象年齢18歳までの引き上げということでもありますけれども、昨年7月の更新
におきましても、母子家庭の児童・遺児等について所得制限を見直したり、対象児童を拡
大したところでもありまして、現在のところ18歳までの無料化ということまでは、その
予定に入れておりません。考えておりません。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） では、順番に、まず、最初に就学援助の入学準備金を入学前に実施
をという、その項で質問をお答えに対してしたいと思います。

6人に1人が貧困状態というふうに、国が調査した、その統計に基づいて、そういった
具体的な、わかりやすい数字いうのか、人数で示されている状態があるのです。そこで、
伺いたいのは、就学援助の実際受けている人数のことなのですけれど、全国的には6人に
1人の貧困状態ということで、152万世帯が、この就学援助制度を活用しているというふ
うに報道されているのですけれど、実際、佐用町の場合は、小学校、中学校、それぞれ予
算審議の中でも数字は出ているのですけれど、対象者の実態というのは、どういうふう
になっているのか伺います。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 29年度見込み数なのですけれども、小学校で全体で48人。中学校で39人となっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 援助を受けているというのか、その実態として小学校で48人、中学校で39人という人数は、全国的な、いわゆる水準といたらあれですけれども、指名されているパーセントからいくと、実態は、どんなふうな受信率、受信率と言わんのですかね、就学援助を受けられている率になりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 率までは、よう計算しておりません。

13番（平岡きぬゑ君） 単純に、数字で言ってもらったらいいのですけどね。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 電卓がないのですけれども、生徒数でいうと全体で1,119人ですので、ちょっと、そのへんで計算を、ちょっとまだ、ようしておりませんけれども。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 1,119人、その小中合せてですよ。

教育長（平田秀三君） そうです。

13番（平岡きぬゑ君） 87人ということは、どないなりますか。

〔町長「（7パーセントか、8パーセントの（聴取不能）」と呼ぶ〕

13番（平岡きぬゑ君） そうですね。そうですね。そういう実態があるということですね。そういう実態があるということですね。7から8パーセント。それは、所得が就学援助を受けなくてもいい実態に佐用町の場合はあるという実態を示

しているのですか。

それとも、就学援助制度そのものを周知されているとはいえ、そういう申請したりしていくという、そういうことが、十分行われていない結果だというふうに思われているのか、その数字について、ちょっと見解伺いたいのです。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 年々、これまでの経過からすると減っておりますので、私は、だんだんと回復傾向にあるのかなと。ある意味ね。

ただ、周知していないということは、絶対あり得ません。子供たちも毎年持って帰っておりますし、保護者にも説明しておりますので、そういうことはありません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 教育長の見解では、佐用町の場合は、それだけ所得が豊かで就学援助制度を受けられる状態にない実態があるのだというふうな見解だというふうに受けとめていいのですね。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 極論、私ちょっと、そのまま返事はようしませんけれども、現実には就学援助は充てられたけれども、途中から辞退しますというのも、毎年、何件か上がってきますので、だから、そういう実態からすると、それぞれ家庭環境によって、さまざまですから、年度によっても違いますし、たまたま、今年度は、こういう状態であると。だから、それが佐用町全体が経済的にアップしているとか、ダウンしているとかというところに、私は、つながらないのではないかなというように思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 少ないですよ。

いわゆる就学援助制度というのは、佐用町のような相手の顔がよくわかるというのか、そういう、いわゆる人数が限られたところでは受けにくい制度というふうな実態があるのだというふうに、私は思っているのですけれど、そういう中で、保護者への周知方法であるとか、それから手続きで、いろいろ手続き上、生活保護世帯の何倍とかいうふうに所得を明確にして受けやすい実態になっているのかどうか。以前からお伺いしているかとは思いますが、その点、手続き上、提出しなければならない書類の中に、いろんな書類が必要だとか、そういうことはないのですね。ちょっと、そのへんを確認したいのです。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 当然、提出していただく書類はあります。もちろん所得なんかも全て提出していただかないと、その基準がありますのでね。

だから、書類が多いから出せないというような意見は聞いたことはありませんし、そういうような事例も、こちらのほうでは把握しておりません。それが、現状です。あったのであれば、また、教えてください。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 以前ですよ。以前は、いわゆる民生委員さんの証明がなければ受付の書類としてクリアできないとかいう経過もあったのです。

それで、所得を明確にして、その所得以下であれば誰でも受けられる制度ですというふうな、いわゆる一般的に誰でも受けやすい制度に、今はなっているのですね。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） なっております。民生委員さんの意見は、当然、今もいただきます。同じです。

13 番（平岡きぬゑ君） えっ？

教育長（平田秀三君） 民生委員さんの意見はいただきます。当然。それで、所得証明もいただきます。その中で審査をして、決定するわけです。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 私が言っているのは、書類を提出する時に、民生委員さんの証明がなければ受けられないという、そういう条件が付いていたことがあって、それは問題ではないのですか。

その意見をお聞きするのは、審査の中であれですけど、提出する方が、事前に書類の中で、それを出さないと、必要な書類を受け付けてもらえないという、そういう実態があったのですが、それは改善されたのかなと思ったのですけれど、今のお答えでは、従来と変わっていないということなので、その申請方法に、佐用町のやり方は、従来と変わっていないということで、ちょっと、改善する必要があると思いますけど、いかがですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 今、平岡議員が、何を持って受けにくいかということをおっしゃっているのか、よくわからないのですけれども、町長のほうからもありましたように、佐用町の就学援助制度というのは、町立小中学校の児童生徒等の就学援助に関する規則というのがあるのですね。これは皆さん、共通認識をされているわけです。

そういった中で、その申請書には、例えば、学校は学校の様子は校長がわかります。

それから、また、地域の様子は、やはり民生委員さんとか、そういった方ではないと、生活の状況はわからないわけですよね。だから、そういった物を書いていただいて、それを教育委員会にかけて、審査をしているというのが、今の前からの状況ですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 就学援助制度の実態が、前と変わっていないということがわかりました。

それで、生活保護の、以前、1.1 倍、今、1.3 倍というふうに、それは変わっていないのですか。

はい、それも変わっていないということですね。

率については、変更ないのですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 率についても変わっておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いわゆる国のほうの統計の中で、貧困率が年々上がってきている背景として、これは何も個人の、個人というのか、その子供たちの環境は、いわゆる、それを世話する保護者である親の働き方であるとか、所得、こういうものが大きく変化してきているものなのですね。ですから、働き方としては、いわゆる正規労働から非正規労働の方が一気に広がってきていることなどが、その例として挙げられると思いますし、また、社会保障の分野でも、どんどん後退して行って、そして、大金持ちに対しては、国の方針として、減税をとるなど優遇措置もとられてきているので、そういうところで、いわゆる格差が拡大して行って、中間層である人たちの生活が大変苦しいというのが、その国の統計の中では明らかになってきています。

これは、国全体での数字で、6 人に 1 人が貧困状態というふうになっておりますが、決

して佐用は例外ではないと思います。

そういう点で、子育てしている方々が受けやすい制度になるようにという思いで、質問をしています。

入学準備金については、新年度からは金額も上がったというふう聞いておりますが、そこらへんのことと、それから、準備金を必要とする時期、入学前にしている自治体が増えてきています。そういう子供の立場から、そういう生きた制度になるように、国のほうもできるだけ、そのようにするよというふうにおりてきていると思うのですが、それを受けとめて、できるだけ早く4月というふうには答えられたのですが、4月は入学済んでいますから、一々立てかえるということになりますので、入学準備金などは必要とする時期になるように、さらに改善してほしいのですが、その点について、伺います。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 金額につきましては、まだ、正式には通知はいただいておりませんし、そういった入学に際しての費用に関しては、少し上がってくるのじゃなかろうかなということ聞いております。

それから、入学前にということで、おっしゃっていますけれど、他市町でも、やはりそういった準備金というような、この制度ではなくて、違う制度で町が独自にそういったことをされているところもあります。

私どもにつきましては、本町につきましては、今の制度が、今4月時点で、児童生徒が入学をし、そこで確定をし、それから、できるだけ早い時期にということで、前は、学期ごとに後で出しよったんですね。それを、今は、先ほども町長のほうからもありましたように、4月入ってすぐわかれば、手続きができる早い時点で、学校の予算から出ますから、学校にお願いをして出していただくよというということで、しているところですし、それから、やはり野外活動とか、それから修学旅行とか、やはりそういうような大きなお金が必要になってきます。そういったところについては、前もって概算でお支払いをして、後で精算払いをしていると。ですから、国のおっしゃる、できるだけ早い時期に自治体の実施事務としてやりなさいよということですので、私どもは、そういった国のほうの方向性につきましても十分守れているのじゃなかろうかなというふうに思っております。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 先ほど、いわゆる入学準備金以外の郊外の活動であるとか、修学旅行ですか、そういったものについては、国から言われているように、事前に概算で計算して、後から精算するというような形で利用できやすいようにやっていますということで、それは、いいことだと思いますので、それと同じように、年度を変わらないと、予算が確定しないと、その入学準備金できないということで、できたら、やっているところは、独自で町のほうでやっているのだというご回答だったと思うのですが、そういうところも、ぜひ検討していただいて、町として、別の入学前にできる、やっているところがあるわけですから、そこらへんも、ぜひ参考にしてもらいたいのだけれど、改善してもらいたいのですが、考えはいかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 年度の期間の間の、そうした修学旅行等の経費等については、そういうことができていますけれども、先ほど、教育委員会の話も聞いていまして、やっぱり、その学校に入学されて、そこで学校として、そういう申請をいただいて、確定をして、在学を確定して、実際に、そこからスタートするわけですから、今まででも、そういうお金がないから、教育上の準備ができないとか、それは、苦しい面は、それぞれの家庭にはあったと思いますけれども、教育委員会のほうにも、そうした要望とか、そういうものもないわけでありまして、今まででも、できる範囲内でやっているわけですから、予算の執行上、議員さんが言われるように、予算が、まだ確定していないわけですよ。議員の立場で考えていただいて、24日に議決いただいて、新年度予算からということでスタートするわけですから、それは、そういう意味で、それは、もし町が、それ事前にお金を概算払いと言っても、確定をしないところに、どう概算するのか、私もわかりませんし、新年度になって、できるだけ早い時期にするということで、対象になられる方も、受けられる方も、そういう形で、子供たちの進学、また、入学に当たって予定をして、準備をしていただかなければならぬということです。

そんな、前もって予算もないのに、私のお金で出すというわけにも、個人のお金出すわけにはいかないのですから…。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 実際にやっている自治体が、その市長がポケットマネーでやっているということではないのだと思いますよ。そこらへんは、きちんと、行政として、また、調査検討していただきたいと思いますし、就学援助の関係では、実際に入学準備金が必要な人は、小中合せて87人のうち何人に該当者はなりますか。予定。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 就学援助を、今、受けられている方が、今、先ほど申し上げた数です。その方については、そうした費用が出るということでお支払いしています。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 29年度の数は、今、わからないのですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 1年生の数は16ということです。
それから、中学生も16ですね。

13番（平岡きぬゑ君） はい、ありがとうございました。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

2つ目の学校給食費の無償化について、再度伺います。

給食費補助の実施について、先ほどの答弁の中では、給食法の中に政令で、食材費については、保護者負担するというように書いてあるから、そういう点で、いわゆる給食のいろいろな食材以外の分について町が負担しているから、その分は保護者というのか、負担してもらおうというふうなのが答弁の中にあっただかと思うのですが、今日、ちょっとあれですが、答弁の中で、国のほうの方針の中では、給食費について、実際全額補助というのか、無償化している自治体があるのですね。その無償化している自治体の取り組みは、これ新聞記事の中の事務次官通達に自治体などが食材を負担することは禁じない旨のことが、禁止はしていないというふうな書き方でやっておられるのですね。

だから、佐用町もそうだと思います。半額やったというのは、決して、それをやってはいけないということではなくて、禁じない旨って、素直に読んだらどうなのかなと思うのですが、食材費を負担することについて、町がやること、行政がやることは禁じてはいないというふうに書いてあるから、無償化も、その行政の考え方でやれるということですよ。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、当然でありまして、私も原則、そういうふうになっていきますが、佐用町は、こういうふうに、今していますと、全国では、それは、全額無償化をされているところもありますと、それは十分にわかっておりますし、そのまま読んでいただいても、そういうふうに私も禁止していない。法律があるから、いただいているのだとは、いっぺんも言ったことはないと思いますよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 何で半額かというところなのですよ。

学校給食の無償化は、以前、住民の方から運動として、ぜひ相生市などが早かったですね。子育て支援として取り組んでいるから、その事例に学んで、ぜひ佐用町でも実施をという、そういう声が大きく上がる中で、結果として現在は、必要な経費の半分を、食材費の半分ということで、保護者が負担しているという、そういう状況がありますね。

その新年度予算の中でも審議して、金額としては、農業関係、地産地消ということで、そちらの金額と合わせると 4,276 万 3,000 円という当初予算の財源が示されていますが、給食費に相当する分が、約 2,500 万円、これ半額だから倍にして約 5,000 万円。5,000 万円の金額が佐用町では負担できない財政状況なのですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、その部分だけを捉えて、財政が負担できるか、できないかという話ではございません。

また、よその自治体が、全国で 400 幾らの自治体がしていると、佐用町もその中に入っていると思います。一部負担もね。

でも、大部分の、まだ 1,000 何百の自治体は、そうした食材費については、当然、保護者の負担で給食ということが行われておりますし、また、全国には給食もされていない自治体もございます。

そういう中で、佐用町としては、佐用町が半額を助成をしているということです。保護者が半額を負担じゃなくて、佐用町が半額を負担をしているということです。

しかも、その中に町としては、そうした農業や地産地消、そういう面での、また支援、そして、子供たちに、やはり安全でおいしい給食を供して、また、私としては、できるだけ給食だけが体をつくるわけじゃないのですけれども、やはり給食で抵抗力のある、風邪とかそういうものにかからないような健康な体をつくるということで、そういう意味での通常の今までだったら 200 円、300 円プラス食材を質の高い物、いい物を使うというので、1,700 万円余りを、また、そこに投入しているわけです。

だから、そうして町としては、町の考え方でやっておりますので、よそがしているからということでもありませんし、財政ができないから、その部分だけが全くできないかと言われれば、それはお金が全くないわけではない。ただ、長期的に考えて、また、バランスを考えて、また、給食においては、保護者も負担を、当然、自分の子供でありますから、自分の子供のための食事、食材、こういう負担は、それぐらいは保護者の責任としてもされるべきではないかなという思いもあって、半額という形をとったわけでありまして。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長の政治姿勢はわかりました。

若い世代の転入とか、定住に効果を期待する声として、この政策としても、今一步、実際に、なかなか助成している自治体は、全国的には少ないです。佐用町は、そういう点では全額じゃないけれども、補助しているということについては、まれな自治体の 1 つでもあります。

ただ、給食をやっていないところがあるとか、そういう後ろ向きの例は別にして、前向きに給食費を実施していく、保護者の負担軽減をさらに進めていってほしいと思います。

最近の新聞で、ああ、これはと思って明るい話題としてあったのが、高校の千種高校で給食を開始するという。これは県内初という、そういう紹介がされました。

むしろ、義務教育である中学校までの給食を実施しているわけですがけれども、そういっ

た方向でも、ぜひまた検討してほしいし、さらに学童保育でも夏場というのか、夏休みの期間であるとか、そういうところに給食を実施している自治体もあります。

ぜひ、そういった事例を、先進的な事例を参考にさせていただいて、農業の活性化にもつなげて行ってほしいし、子供たちが健全に食べるというのか、食事ができる。そういう安心して学校給食無償化を実現のために取り組んで行ってほしいなど、そういうふうに、私は思いますし、そういう自治体になってほしいなと思います。

見解は、先ほど聞きましたので、給食費の関係、もしあればですが、いいですか。

それでは、3番目の乳幼児医療無料化についてです。3点目ね。

医療費の無料化実施自治体ということで、先ほど、私もよかったなと思ったのですが、所得制限については、なくす方向だというふうに回答がありましたので、それはよかったと思います。ぜひ、今から条例改正とか提案がされるということですが、了解いたしました。

さらに中学卒業までの医療費無料化自治体も、これは学校給食よりももっと進んでいて、乳幼児医療の無料化の充実は、今、中学卒業までではなく、さらに18歳まで年齢を拡大していくという、そういう自治体が増えてきています。先進自治体ということで、この間、神戸新聞に紹介が、記事が載っていました。

中学3年までの医療費無料化というのは、約8割ですか、実施されてきているということで、その中で紹介されているのが、さらに18歳まで広げているということで、この近くでは、赤穂市ですか、そうですね。近いところでは赤穂市ですね。高校3年生までを助成対象にするということで、さらに利用しやすいように、子育てしやすい制度として充実が図られてきています。この点、さらに充実して、所得制限を撤廃するという前進は評価するのですが、さらに年齢的にも拡充するという点について、答弁いただけたらと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 全国の、それぞれの自治体が、いわゆるこうした医療費、特に、以前からも段階的に、よそがこうしているから、私とも、次はあそこが、また上だと。いわゆるサービス合戦をやっているわけですね。

私は、先ほどの国の文部省の通達で、自治体が給食費の、そうした食材なんかでも制限するものではないとかというような通達を出すというよりか、私は、今、地方創生、国もこれだけ日本の人口自体が、全体が減少していくということ、これは実態として統計的に確実なわけですね。そうした中で出生率を、しっかりと、これ国全体として向上、上げて行かなきゃいけない。そういう取り組みをするということを、私は、今の国の方針として、各自治体が、そうしたサービス合戦をして、いわゆる財政力のあるところではできるけれども、財政力のないところは、やりたくてもできない。こんなことでは、国全体としての出生率を上げていくということは、非常に難しいと思うのですよね。

ですから、私も、そうした国の要望会なんかでもお話しするのですが、基本的な、こうした社会福祉制度、これは各自治体が競争して大きな格差が出てくるようなことではなくて、地方創生で、いろんな補助金つくったり、推進交付金だとか、いろんなことやっていますけれども、その前に、子育てなり、こういう出生率を上げていく方針という中で、全国で18歳までなのか、今までの義務教育終了まで、まだ、できていないところもあるわけです。そこまでは、国がきちっと支援をするとか、そういう方針を、私は出すべ

きだと思えます。

少なくとも、国の財源としても、なかなか、これだけ赤字で、ドンドンと赤字国債が増えている中ですから、社会保障、子育てだけじゃなくって、高齢者の社会保障においても、毎年非常にたくさん、年々増えておりますし、医療費なんかは、もう実際には、年間 40 兆円を超えるような医療費になってしまっています。

ですから、これを国民が負担する上で、そうした競争がなければ、先ほど、佐用町としても所得制限を撤廃をすると、これはある意味では、どこもやっている状況ですし、対象者が 20 世帯、30 人ぐらいの少ない対象者です。どちらにしても、それほど大きな負担でもないところもあります。

ですから、事務的に所得制限を設けたほうがしにくい面もありますので、所得制限は撤廃してもいいじゃないかというふうに言っていますけれども、やっぱり国として、逆に所得のある方、高所得の家庭においては、そうした医療費等も負担を逆にしていけないと、所得のない、いわゆる今、ずっと言われた就学援助を受けなきゃいけないとか、そういう貧困家庭というの逆にも逆にも増えているという話でしょう。そういう方へ、じゃあ、どういう財源で、どうした支援を継続していくのかということになると、逆に所得のある方が負担をして、所得のない方に支援をしていくという形をとらなきゃいけない。そのためには、国が、やっぱりきちっとやらなきゃいけないというのが、私の意見です。

ただ、佐用町としては、今、そうは言っても佐用町だけで決めれることじゃないので、町としては、今やっている制度の中で、18 歳までをするということ、赤穂市がしたから、私とこが、今しますということはいたしません。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） おっしゃるように、医療費の問題については、生まれた自治体、そこで生まれたところによって年齢にも違いが出てきたり、バラバラというのは、それは不公平な話です。ですから、国が国全体として、子供の乳幼児医療費を無料にしていく取り組みというのは、町長が言われるように大事なことだと思いますので、ぜひ国に対して、そういう制度をやっているところにペナルティーをかけるようなことはやめろということも、町長会でもずっと声上げられているというの承知しています。ですから、その点は、ぜひ国挙げて医療費無料化、もっと制限なしにしていくことや、それから、年齢幅も 18 歳にしていくことなども、それは一緒にできる話ですから、ぜひ声上げていってほしいと思います。

それが実現するまでに時間がかかるけど、全国的には、それぞれの自治体で努力して、したいことが、国を動かしていくということにもつながるので、そういう意味では、佐用町も佐用町として、ぜひ拡大していくということも、国のほうに意見を言うことと合わせてやっていってほしいなと思います。

医療費の関係については、以上です。

先ほど、ちょっと聞き漏らしていたので、元に戻ってあれなのですが、学校給食の保護者負担を軽減するという点では、滞納などが未納であるというのですか、そういう給食費の未納の実態などが無償化することによってなくなるという、それは全国的な評価する声なのですが、佐用町の場合は、実態としては、そこらへんはないんですかね。ごめんなさい。聞き漏らしていたので、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 半額助成は、こういった形でしておりますけれども、以前から滞納
はございません。

13 番（平岡きぬゑ君） わかりました。
以上で終わります。

議長（岡本安夫君） 平岡きぬゑ君の発言は、終わりました。
お諮りします。あと 3 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了し
たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。
次の本会議は、明日 17 日、午前 10 時より再開します。本日は、これにて散会します。
どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 3 5 分 散会